

「適正な電力取引についての指針」の改定について

平成14年7月25日
公正取引委員会
経済産業省

1 「適正な電力取引についての指針」の改定の趣旨

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、平成11年の電力の部分自由化を中心とする制度改革に併せて「適正な電力取引についての指針」を作成し、公表した。

その後、個別の事例について、独占禁止法に違反する疑いがあるとして審査を行い、独占禁止法上の問題点を指摘するとともに、現行の指針では想定していなかった事例がみられたことから、平成13年11月「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を作成し、公表した。また、本年6月には、別の事例について、独占禁止法に違反するおそれがあるものとして警告を行っている。

このような事例及び部分自由化以降、公正取引委員会及び経済産業省に対して申告・相談のあった事例等を踏まえると、現行制度における適正な電力取引の在り方を、電力会社、新規参入者、需要家等の関係者に対して一層具体的かつ明確に示すことが、経営自主性を最大限に発揮できる環境を整備するために重要と考えられる。

このような観点から、公正取引委員会と経済産業省は共同して、「適正な電力取引についての指針」の補足・充実を図るため、これを改定し公表することとした。

本指針は、本年6月3日にその原案を公表して、関係各方面から広く意見を求め（意見提出者一覧は別紙1）、これらの意見を検討し、十分斟酌した上で、趣旨の明確化の観点から原案の一部を変更し、作成したものである。原案に寄せられた主な意見と考え方（概要）及び原案からの修正点は別紙2、個別の意見とそれに対する考え方は別紙3、現行指針からの追加・変更点は別紙4、原案からの修正部分を見え消しの形で反映させたものは別紙5のとおりである。

2 今後の対応

公正取引委員会としては、電気事業分野において公正かつ自由な競争を確保するため、本指針に基づいて、引き続き独占禁止法違反行為を厳正・迅速に排除していくとともに、その未然防止に努めていくこととする。経済産業省としても、電気事業法上問題となる行為に対しては、引き続き適正に対応する。

また、公正かつ自由な競争の促進が、今後、着実に行われていくよう市場の状況を不断に監視していくとともに、今後の競争環境の変化や公正取引委員会の違反事件処理の経験等を踏まえ、独占禁止法及び電気事業法上の考え方を明らかにする観点から、今後とも本指針を適宜機動的に見直すこととする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
電話 03-3501-1748（直通）
ホームページ <http://www.meti.go.jp>

「適正な電力取引についての指針」（補足・充実原案）に対する意見提出者

(敬称略)

区分	No	提出者
企業関係	1	(1) 伊藤忠商事株式会社機械カンパニービジネス機能統合部 油屋 真一
	2	(2) 大阪ガス株式会社理事 岩井 博行
	3	(3) 株式会社エネット経営企画部長 白羽 真
	4	(4) 株式会社サンキデン顧問 渡辺 和利
	5	(5) 株式会社中村屋 三沢 幸夫
	6	(6) 株式会社日本触媒 吉島 攻
	7	(7) 株式会社ネクスト代表取締役社長 山中 猛
	8	(8) ユニー株式会社開発本部建設部
	9	(9) 川北電気工業株式会社代表取締役副社長 大津 正己
	10	(10) 産興株式会社専務取締役 潮見 公平
	11	(11) 住友商事株式会社 溝渕 寛明
	12	(12) 全日食チェーン全日本食品株式会社代表取締役社長 齋藤 充弘
	13	(13) 東京ガス株式会社 富田 鏡二
	14	(14) 東邦ガス株式会社 桜井 隆幸
	15	(15) 東洋ガラス株式会社千葉工場設備管理課長 嶺重 謙
	16	(16) 凸版印刷株式会社情報・出版事業本部
	17	(17) 日本ケミコン株式会社 大山 眞
	18	(18) 日本ブチル株式会社ボイラー・タービン主任技術者 小松 孝二
	19	(19) 日立造船株式会社機械事業本部発電システム営業部長 小橋 亙
	20	(20) 丸紅株式会社執行役員ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護
	21	(21) 山陽特殊製鋼株式会社設備・環境管理部
	22	(22) 沖縄電力株式会社お客さま本部営業部営業部長 與那城 哲
	23	(23) 四国電力株式会社(営業部計画グループ) 楠瀬 善之
	24	(24) 東北電力株式会社企画部課長(企画) 八代 浩久
	25	(25) 北陸電力株式会社富山支店営業部 山下 義順
団体関係	26	(1) 大口自家発電施設者懇話会
	27	(2) 社団法人日本鉄鋼連盟技術・環境部
	28	(3) 社団法人石油連盟企画部長 畑 伸夫
	29	(4) 中小商店電気料金対策委員会委員長 澤藤 正義
	30	(5) 日本化学繊維協会動力専門委員会委員長 村上 隆一
	31	(6) 社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長 林 信太郎
研究所関係	32	(1) 財団法人政策科学研究所主任研究員 中村 雅浩
	33	(2) 日本エネルギー法研究所研究員 小林 雅紫
個人	34	(1) 慶応義塾大学大学院経営管理研究科修士課程 松本 広幸
	35	(2) 神戸大学法学研究科 森 俊和
	36	(3) 電気通信大学電気通信学部電子工学科 高橋 孝仁
	37	(4) 虎門中央法律事務所弁護士 正田 賢司
	38	(5) 竹本 行雄
	39	(6) 平山 俊次
	40	(7) 美和 卓

**「適正な電力取引についての指針」(補足・充実原案)に寄せられた
主な意見と考え方(概要)及び原案からの修正点**

1 「適正な電力取引についての指針」(補足・充実原案)に寄せられた主な意見と考え方(概要)

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 (意見なし)

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

【考え方等】

意見の内容(要旨)	考え方
自家発電設備の新增設等が電力会社の電力供給と競合関係にあるにもかかわらず、電力会社がその供給区域内で100%近いシェアを有するといえるか疑問である。【東北電力(株)企画部課長 八代 浩久,電気通信大学電気通信学部電子工学科在籍 高橋 孝仁,神戸大学法学研究科 森 俊和】	電力会社が供給区域内において100%近いシェアを有するという現状認識は、現行指針においても記述されており、そのような状況が大きく変化していないと考える。
中央給電指令所や電力会社の本社・支社の建物は、一般とは異なる料金体系で電気を供給されているとの指摘もあることから、電力会社の子会社等に対する料金体系についても他の需要家と平等に扱われるよう管理を徹底すべきである。【日本ボランタリーチェーン協会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

【部分供給】

意見の内容（要旨）	考え方
指針の運用徹底等を要望する。 ○ 部分供給に対する迅速な対応を徹底すべきである。【ユニー（株）開発本部建設部】 ○ 区域外の電力会社からの電力調達交渉の円滑化を図るべきである。【ユニー（株）開発本部建設部】 ○ 部分供給料金の不当な設定について指針の運用を徹底ないしさらに強化（多様なメニューの提示を確保）すべきである。【ユニー（株）開発本部建設部、全日食チェーン、日本ボランティアチェーン協会】 ○ 部分供給について、代理人や加盟店の本部が電力会社と交渉を行う場合の交渉の遅延や拒絶がないように徹底すべきである。【ユニー（株）開発本部建設部、全日食チェーン、日本ボランティアチェーン協会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。
部分供給は、あくまでも電力市場が整備されるまでの補完的な制度であり、当該制度の利用促進につながる規制強化は不適切である。また、負荷追従できない新規参入者の参入は問題である。 ○ 部分供給は、あくまで電力市場が整備されるまでの補完的なもの、過渡的なものとして位置付けるべきであって、制度の利用促進につながる規制強化は行うべきではない。【電気通信大学電気通信学部電子工学科在籍 高橋 孝仁、(株)サンキデン顧問 渡辺 和利、日本エネルギー法研究員 小林 雅紫、四国電力(株)(営業部計画グループ) 楠瀬 善之】 ○ 瞬時瞬時の需給が一致することが必要な電気の特性を前提とすれば、負荷追従できない新規参入者の参入は問題である。【(株)ネクスト】	現行制度において新規参入者及び電力会社の部分供給、負荷追従できない新規参入者の参入に対し制限はない。 なお、電気事業審議会基本政策部会報告料金制度部会中間報告(平成11年12月2日)においても、「需要家に対し負荷追従を前提としない部分供給を行う場合には、自らは予め定めた発電計画に従った発電機の運転を行えばいいことになる。(後者の場合にはその需要家は別の供給者に自らの負荷追従を依頼することが必要となることに留意)」と記述されている。 趣旨を明確化する観点から、一部修文した(2 原案からの修正点(2)部分供給関係 参照)。

【自家発補給契約の解除・不当な変更】

意見の内容（要旨）	考え方
指針の運用徹底等を要望する。 ○ 本指針案の適切な運用により、自家発補給契約に係る公正な競争環境の整備を期待する。【大阪ガス(株)理事 岩井 博行、東京ガス(株) 富田 鏡二、大口自家発電施設者懇話会】 ○ 自家発補給電力契約により、ユーザーは自家発電設備の新增設等の際に必要な以上に大きなリスクを負うこととなるため、契約内容を改善すべきである。【凸版印刷(株)情報・出版事業本部】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 趣旨を明確化する観点から、一部修文した(2 原案からの修正点(3)自家発補給契約関係 参照)。

【需給調整契約の解除・不当な変更】

意見の内容（要旨）	考え方
需給調整契約の追記を評価するとともに、指針の運用徹底等を要望する。 ○ 需給調整契約の追記を評価。本指針案により、需給調整契約の取扱いに関し公正な競争環境が整備されることを期待する。【東京ガス(株) 富田 鏡二,大阪ガス(株)理事 岩井 博行,山陽特殊製鋼(株)設備・環境管理部,(株)エネット経営企画部長 白羽 真,大口自家発電施設者懇話会】 ○ 自家発電設備の新增設時の需給調整契約に係る紛争の扱いを明確にすべきである。【大阪ガス(株)理事 岩井 博行,大口自家発電施設者懇話会】	御意見を参考しつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 なお、自家発電設備の新增設時における需給調整契約の打切り等については、本指針の補足・充実案で記述している。
需給調整契約は需要家の負荷移行努力を必要とするものであり、「負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず」という評価基準は不適切である。削除ないし需要家の負荷移行努力を前提とした修文をすべきである。【東北電力(株)企画部課長 八代 浩久,(株)サンキデン顧問 渡辺 和利,(株)ネクスト,平山 俊次,虎門中央法律事務所弁護士 正田 賢司】	本項では、既に負荷移行努力を行い需給調整契約を締結している需要家に対し、新規参入者からの電力供給を受けた場合等に当該契約の打切り等を行う行為を対象としており、この場合、負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず当該行為を行うことについて独占禁止法上違法となるおそれがある旨指摘したものである。

【余剰電力購入契約の不当な変更等】

意見の内容（要旨）	考え方
電力会社が卸売事業者からの購入を拒絶したとしても、卸売事業者は新規参入者への卸売が可能であり、その場合、電力小売市場での競争が促進されることから、なぜ購入の拒絶が独占禁止法違反となるのか不明である。【神戸大学法学研究科 森俊和】	本項は、電力会社に卸売をしている卸売事業者が、新規参入者と取引したり、自ら小売に参入しようとする場合に、購入契約を解除する等の行為を問題としている。 なお、現在の市場の状況において公正な競争を阻害するおそれがある行為について、将来、競争が促進される可能性があるからといってそのまま放置することは適当でない。

【不当な違約金・精算金の設定】

意見の内容（要旨）	考え方
指針の運用徹底等を要望する。 ○ 不当な違約金・精算金の設定に係る指針の運用を徹底すべきである。また違約金・精算金算定の標準的な考え方を設定・公表すべきである。【日本化学繊維協会動力専門委員会】 ○ 非自由化部門が自由化したときに、違約金・精算金の設定に係る指針の運用により、需要家の選択肢が奪われることがないよう配慮すべきである。【全日食チェーン、日本ボランティアチェーン協会】 ○ 途中解約の場合の精算金に関する情報を電力会社より開示すべきである。【大口自家発電施設者懇話会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。
割引契約を締結している需要家に違約金のリスクがなければ、当該割引は不当な割引となるため、違約金・精算金に対する記述は不適切である。【電気通信大学電気通信学部電子工学科在籍 高橋 孝仁、(株)ネクスト】	違約金のリスクがなくても、電気料金を割り引くこと自体、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

【事故時バックアップ・しわとりバックアップ】

意見の内容（要旨）	考え方
事故時バックアップについて、複数メニューの提示を要望する。【大口自家発電施設者懇話会】	現在、事故時バックアップについて、複数メニューを提示している電力会社は2社のみであり、その他の電力会社については単一のメニューしか提示されていない。これらの電力会社についても、本項指摘を踏まえた対応が行われることを期待する。
事故時バックアップに関して、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を電力会社に対して例示することは、過度な規制であり不適切である。 ○ 電力会社に対して「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を例示することは、規制強化となりうるだけでなく、それに付随して電力会社に生ずる事故時バックアップ義務に伴う負荷の対価も求めることとなり、電力の安定供給を阻害しかねない。【美和 卓】	電力市場を競争的に機能させていくうえで望ましいと考えられる行為を示しているものであり、規制強化を意図するものではない。
同時同量原則（30分・3%以内）の緩和を要望する。【大口自家発電施設者懇話会】	現行制度に対する意見や電力会社の契約内容に対する意見は、本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。

【常時バックアップ】

意見の内容（要旨）	考え方
指針の運用徹底，内容の強化を要望する。 ○「常時バックアップは，小売における標準メニューと同等の料金」と明確にすべきである。【日本化学繊維協会動力専門委員会】 ○常時バックアップや部分供給の条件を明確にし，供給約款を整備，行政に届出を義務付けることが望ましい。【伊藤忠商事（株）機械カンパニービジネス機能統一部 油屋 真一】 ○常時バックアップについて，一般需要家向けと同等の料金メニューの提供，負荷追従への対応等を指針に明記すべきである。【東京ガス（株） 富田 鏡二，大口自家発電施設者懇話会】 ○常時バックアップについての適切な運用を要望する。【（株）エネット経営企画部長 白羽 真】	御意見を参考にしつつ，独占禁止法の適正な運用を図る。
常時バックアップに関する記述『電力会社に供給余力が十分にあり，他の電力会社との間では卸売を行う一方，新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し，正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は，新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから，独占禁止法上違法となるおそれがある。（指針要約）』は，電力会社に対する過度な規制であり不適切である。 ○常時バックアップに関する指針の記述は，電力会社の経営自由度を過度に制限するものである。【四国電力（株）（営業部計画グループ） 楠瀬 善之】 ○バックアップの料金・態様につき過剰な行政的関与を行うことは，新規参入者による投資，電力卸売市場の涵養を阻害する可能性があるため，バックアップ料金の正当性判断に係る記述をより明確にすべきである。【美和 卓】 ○卸である常時バックアップと小売の整合性は必ずしもとれるものではないのではないか。【日本エネルギー法研究員 小林 雅紫】 ○卸供給である常時バックアップの料金と小売供給の料金を比較することは適当ではないのではないか。【（株）サンキデン顧問 渡辺 和利】	本項は，常時バックアップに係る新規参入者等からの指摘を踏まえ，予見可能性を高めるため，独占禁止法上違法となるおそれがある行為について可能な限り具体的に明らかにしたものである。 なお，常時バックアップの料金を小売料金と比べて高く設定することは，常時バックアップ方式により参入しようとする事業者に対し電力会社との競争を不利にするものである以上，公正な競争を阻害するおそれがあるか否かの判断にあたっては，小売料金と比較するのは当然である。 趣旨を明確化する観点から，一部修文した（2 原案からの修正点(4)常時バックアップ関係 参照）。

託送分野における適正な電力取引の在り方

意見の内容（要旨）	考え方
電力会社の供給地域をまたいでチェーン店を展開させる組織が，一括して複数店舗分の電力の集中購買を行う場合に，連系線の利用を制限されることがないよう，柔軟な運営を徹底すべきである。【日本ボランティアチェーン協会，全日食チェーン】	本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが，今後の参考とする。

意見の内容（要旨）	考え方
託送料金について諸外国との価格差を是正する指導監視の仕組み作りをすべきである。【日本化学繊維協会動力専門委員会】	本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。
託送手続きの不当遅延等に関する記述『電力会社が、例えば...託送に必要な機材を用意せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為...を行うことは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある』（指針抜粋）の「託送に必要な機材を用意せず」について、「不当に」の要件を記述すべきである。【沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲】	新規参入者から託送の申込みがあるにもかかわらず、電力会社が「託送に必要な機材を用意せず託送手続を遅延させる」行為は、公正な競争を阻害するおそれがある行為であり、「不当に」の文言を記述する必要はないが、御意見を踏まえ、趣旨を明確化する観点から一部修文した（2 原案からの修正点(5)託送関係 参照）。

電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

意見の内容（要旨）	考え方
一部電力会社は余剰となった発電設備を停止・廃棄しているとのことであるが、競争促進・安定供給の観点から、余剰発電所を新規参入者に売却すべきであり、この点について本ガイドラインでも言及すべきである。【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】	本指針の独占禁止法関係箇所は、事業者の行為がどのような場合に独占禁止法上問題となるか等の考え方を分かりやすく示したものであり、新たに電力会社に対する義務付けを行うことを目的とするものではない。御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。
新規参入者が、経済融通のルール策定作業に参加することが保証されるべきである。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行、大口自家発電施設者懇話会、（株）エネット経営企画部長 白羽 真】	経済融通のルール策定作業への参加拒否については言及しているところであるが、御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方（意見提出なし）

自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方

意見の内容（要旨）	考え方
自家発電設備の新增設等の追記を評価するとともに、指針の運用徹底等を要望する。また、アンシラリーサービスの料金徴収の是非については公式の場で議論すべきである。 - 自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方の追加を評価する。本指針案により、自家発電設備を巡る公正な競争環境の実現を期待する。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行，日立造船（株）機械事業本部発電システム営業部，（株）日本触媒 吉島 攻，（株）中村屋 三沢 幸雄，山陽特殊製鋼（株）設備・環境管理部，日立造船（株）機械事業本部発電システム営業部，東京ガス（株）富田 鏡二，東邦ガス（株） 横井 隆幸，大口自家発電施設者懇話会】 - 自家発電設備の効率的な運用のために高圧，低圧でつながっている自家発電設備を用いた特定規模電気事業が可能となるよう，ガイドラインにて言及すべきである。【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】 - 需要家の自家発電設備の拡充は需給調整契約を前提としたもので，アンシラリーサービス料金の導入や需給調整契約の解除等運用条件面での制約強化は見直すべきである。【（社）日本鉄鋼連盟技術・環境部】 - 自家発電設備を系統に接続し周波数維持を行うことは電力会社の義務と考えられ，アンシラリーサービス料金の徴収は不当であり，是正すべきである。【日本ブチル（株）小松孝二（ボイラー・タービン主任技術者），凸版印刷（株）情報・出版事業本部，東洋ガラス（株）千葉工場設備管理課長 嶺重 謙，（株）中村屋 三沢 幸雄，東京ガス（株） 富田 鏡二，大口自家発電施設者懇話会，日本化学繊維協会動力専門委員会】 - アンシラリーサービスの料金徴収の是非について，公式な場で議論していただきたい。【日本ブチル（株）小松孝二（ボイラー・タービン主任技術者），凸版印刷（株）情報・出版事業本部，東洋ガラス（株）千葉工場設備管理課長 嶺重 謙，東京ガス（株） 富田 鏡二】	御意見を参考にしつつ，需要家の利益が阻害されることのないよう，本指針を踏まえ，独占禁止法の適正な運用を図る。 なお，アンシラリーサービスについて電気事業分科会等の公式の場で審議することの是非は本件意見募集とは直接関係ないと考えられるが，今後の参考とする。
自家発電設備の新增設等に関して電力会社に過度な規制を課すことは不適切である（環境に配慮する観点から問題，自家発電事業者の不当な優遇）。 - 電力会社と自家発電事業者が競争状態にある一方，自家発電設備は環境影響等の点で問題がある。このため，自家発電設備の新增設等に関して電力会社に過度な規制を課すことは不適切である。【北陸電力（株）富山支店営業部 山下 義順】 「自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方」は自家発電事業者を不当に優遇するものであり，指針から削除すべきである。【沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲】 - 自家発電設備の新增設については，環境等に配慮する観点から再検討すべきである。【竹本 行雄，日本エネルギー法研究員 小林 雅紫】 - アンシラリーサービス料金は，自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせるために設定したのではなく，指針で取り上げる必要性は乏しい。【四国電力（株）（営業部計画グループ） 楠瀬 善之，沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲，虎門中央法律事務所 弁護士 正田 賢司】	本項は，自家発電設備の新增設やアンシラリーサービスに関して自家発電設備を有する需要家からの指摘を踏まえ，予見可能性を高めるため，独占禁止法上違法となるおそれのある行為を可能な限り具体的に明らかにしたものである。 なお，公正競争阻害性の判断においては，結果としてアンシラリーサービス料金の徴収が自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせるかどうかが基準となる。 趣旨を明確化する観点から，一部修文した（２ 原案からの修正点(6)自家発電設備の新增設関係 参照）

（注）意見提出者名の標記については，代表取締役，委員長，会長等組織の代表者であることが明確な者からの意見については組織名のみを記載。

2 原案からの修正点

(1) 前文関係

頁	項目	修文
3	第一部 1 (6)	このため、現在電気事業制度の在り方について更なる議論が行われているところであるが、これまで行政当局に提起されてきた紛争事例等を踏まえ、制度改革を実行するまでの間において現行制度における適正な電力取引の在り方を電力会社、新規参入者、需要家等の関係者に対して一層具体的かつ明確に示すことがその最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備するためには重要であるとの観点から、今般、公正取引委員会と経済産業省は、「適正な電力取引についての指針」の補足・充実を図ることとため、改定することとしたところである。

(2) 部分供給関係

頁	項目	修文
7	第二部 12 (1) イ (イ)	需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず <u>ないこととなり</u> 、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。
7	第二部 12 (1) イ (ウ)	電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追従する）ことが必要であるが、電力会社が部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 しかしながら、電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追従する）ことが必要であり、新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が、負荷追従を伴う部分供給を不当に拒否することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

(3) 自家発補給契約関係

頁	項目	修文
9	第二部 12 (1) イ	このような状況において、電力会社が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する需要家者（以下「特定自家発需要家電設備保有者」という。）に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。 ○ 特定自家発需要家電設備保有者に対して、自家発補給契約を打ち切ること。 ○ 特定自家発需要家電設備保有者との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、電力会社からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

(4) 常時バックアップ関係

頁	項目	修文
15	第二部 1 2 (2) イ	電力の卸売市場が未整備であり、既存の電力会社が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の電力会社の供給区域を越えて競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を電力会社以外に見出すことが困難であることから、 <u>ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある。</u>

(5) 託送関係

頁	項目	修文
18	第二部 2 (1) イ	電力会社が、例えば、託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送に必要な機材を <u>用意調達せず</u> 託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為や、情報の開示や手続について新規参入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うことは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

(6) 自家発電設備の新增設関係

頁	項目	修文
25	第二部 1	公正かつ有効な競争の観点からは、自家発電設備の新增設等を <u>促進</u> 促進 阻害する行為を排除することは重要であり、次の点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要となる。
25	第二部 2	自家発電設備を新增設しないことを条件に、電力を供給したり、電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと又は有利に設定すること。

下線部は原案に追加した箇所，抹消線部は原案を削除した箇所を表す。

「適正な電力取引についての指針」(補足・充実原案)に寄せられた意見と考え方

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成

(意見なし)

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

【考え方等】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容(抜粋)	考え方
4,25	1(2)	1 考え方(2)ネットワークを保有・運用する電力会社がその供給区域内において100%近いシェアを有し、かつ、当該電力会社間の競争が活発に行われていない状況においては、自由化対象需要家であっても、多くは既存の電力会社に電力の供給を依存しなければならない。 V 1 考え方 自家発電設備については、大口需要家を中心とした広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の新增設等は電力会社の電力供給と競合関係にある。	<自家発電設備の新增設等が電力会社の電力供給と競合関係にあるにもかかわらず、電力会社が供給区域内で100%近いシェアを有するといえるか疑問である。> 第一部1(2)において、「既存の電力会社が各供給区域内において100%近い市場シェアを有すること」を前提としていますが、日本電力調査委員会の資料によれば、500kW以上の自家発による消費電力量は、平成12年度における全国の電力需要(電灯を除く)のおよそ20%を占めています。したがって、この第二部において、「自家発電設備については、大口需要家を中心とした広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の新增設等は電力会社の電力供給と競合関係にある」としているとおりに、実態として、電力会社と自家発電設備設置事業者との競合関係においては、「各供給区域内において100%近い市場シェアを有する」とは言えないということに留意していただく必要があります。【東北電力(株)企画部課長 八代 浩久】 指針案が、「第二部 適正な電力取引についての指針 1(2)」において「ネットワークを保有・運用する電力会社がその供給区域内において100%近いシェアを有すること」を前提とする一方で、「V」において「自家発電設備の新增設等は電力会社の電力供給と競合関係にある」ことを前提として論理を展開していることは、矛盾している。実態に照らせば、後者にあるように競争が実際に存在するのであるから、前者の「100%近いシェア」という表現は誤りではないか。【電気通信大学電気通信学部電子工学科在籍 高橋 孝仁】 電力会社が、自家発新增設を不当に制限することは、電力会社の市場における地位を維持強化するもの、という記載があるが、この市場はどのような商品役務をめぐる、どのような事業者による競争が行われる場なのか、不明確である。 仮に、自家発電と電力会社による電力販売を一つの競争関係と捉えたと、大規模工場では自家発電設備が多数導入されており、このガイドラインの前提条件である電力会社シェア100%が到底あてはまらないのではないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	電力会社が供給区域内において100%近いシェアを有するという現状認識は、現行指針においても記述されており、そのような状況が大きく変化していないと考える。
5	2(1)イ	電力会社が、以下に掲げる行為を行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にし、市場(例えば、当該電力会社の供給区域等)における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。ま	<「正当な理由なく」の判断において電力会社の主張が正当化される等により、結果的に独占的供給権を有する電力会社に有利に働く可能性を危惧する。> 「正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にする恐れがあるときは独占禁止法第19条規定に違反」という考えには賛成である。しかし理由が正当か否かの判断をする場合、実質的な種々の権限を有する一般電気事業者の主張が正当化されてしまったり、新規参入者や需要家が主張し難いなど、結果的に独占的供給権を有する一般電気事業者に有利に働く可能性を危惧する。【(社)日本鉄鋼連盟技術・環境部】	御指摘の懸念が生じないよう、独占禁止法の適正な運用を図る。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		た、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、以下の行為により、正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。		
6	2(1) イ	電力会社が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、著しく低い料金を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価、不当廉売等）。 現行指針において既に記述。	<「著しく低い」料金の具体的水準を明示すべきである。> 電力会社との通常の価格交渉時に、値下げ拒否理由として、本条項を挙げる電力会社があります。通常の価格交渉にこの条項を当てはめるのが目的ではないと考えます。定量的な数値を示し、需要家が価格交渉し易いように改定して頂きたい。 一需要家の調達電力料金が下がり、新規参入者がその需要家・その価格に追随できない場合は、市場には他の多くの需要家がいる。新規参入者には産業用電力市場を含め更なる市場開拓をお願いしたい。その結果全体的に需要家が希望する価格に近づくのではないだろうか。（変更希望案：「電力会社が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、約20%以上下回る料金を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価、不当廉売等）。」）【日本ケミコン（株） 大山 眞】	独占禁止法は、特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、ケース・バイ・ケースで判断されるものであり、指針において具体的数値により示すことは困難である。
6	2(1) イ	電力会社が、当該電力会社の子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、不当に低い料金を適用することにより、電力会社の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。 現行指針において既に記述。	<中央給電指令所や本社・支社の建物は一般とは違う料金体系で供給されているとの指摘もあり、電力会社の子会社等も平等に扱われるよう管理を徹底すべきである。> 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為として、電力会社がその子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ不当に低い料金を適用することにより、電力会社の子会社等を著しく有利に扱うことは独占禁止法上違法となるおそれがあるとあります。しかしながら、電力会社の中央給電司令所や本社、支社の建物は一般とは違う料金体系で供給されていたとの話を耳にしたことがあります。電力会社の子会社等も平等に扱われるよう、管理を徹底して頂きたいとお願い致します。【日本ボランティアチェーン協会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

【部分供給】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
6～8	2(1) イ	全般	<部分供給に対する迅速な対応を徹底すべきである。> 当社は複数購買（部分供給）を電力コスト削減の手段の1つとして位置付けております。今後他店舗への同スキームの展開を図る際には、是非迅速な対応を徹底いただきたい所存です。【ユニー（株）開発本部 建設部】 <区域外の電力会社からの電力調達交渉の円滑化を図るべきである。> 複数購買の調達先として、区域外の電力会社も選択肢の1つであるべきですが、数度に亘る購入申し入れに対しても、電力会社には検討いただけていないのが実状でございます。区域外の電力会社とも交渉が円滑に進むよう、徹底していただきたい所存です。【ユ	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			二（株）開発本部 建設部】 <部分供給は、あくまで電力市場が整備されるまでの補完的なもの、過渡的なものとして位置付けるべきであって、制度の利用促進につながる規制強化は行うべきではない。> 指針案は、新規参入者による部分供給の利用を保護しているようですが、これが果たして妥当であるか疑わしい。なぜなら、財としての電気は一体不可分なものであり、これを複数の事業者が分割して供給することは、その責任の所在を不明確にするからである。部分供給制度の利用が広がれば、日本の電気事業制度のよい点とされてきた安定供給も崩れかねず、結局私たち消費者に不利益をもたらすのではないか。【電気通信大学電気通信学部電子工学科在籍 高橋 孝仁】 本指針は部分供給について、電力会社への規制を強化することにより新規参入者が利用しやすい制度を確立しようとしているものと読めますが、電気は本来一体不可分な財であります。一需要家に対し複数の供給者が供給を行う部分供給制度は、供給責任が曖昧になる等の問題があることから、あくまで電力市場が整備されるまでの補完的なものとして位置付けるべきであって、制度の利用促進につながる電力会社への規制強化は行うべきではないと考えます。【（株）サンキデン顧問 渡辺 和利】 電気という財は、需要場所における需要全体に応じた供給がなされてはじめて効用を満たすものであり、物理的に区分できないものです。責任ある事業者同士の顧客獲得をめぐる競争は、この需要場所を単位として行われることが、電気の特性からも自然な姿であると考えられます。部分供給の場合には、1 需要場所に供給される電気を便宜的に分割することになりますが、競争の単位を分割することになるため、事業者の果たすべき責任をあいまいにし、供給システム全体の非効率をまねきかねません。したがって、部分供給は、地元電力が圧倒的シェアをもつとともに新規参入者の供給力確保が難しいという現状を前提として、新規参入を促進するための過渡的な制度と位置づけるべきではないでしょうか。また、現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において、電気事業の制度枠組みの見直しが議論されているところですが、その結論次第では、部分供給についての考え方も見直されるべきでしょうし、また、今後の市場の動向に応じて適宜見直されるべきと考えます。【日本エネルギー法研究員 小林 雅紫】 部分供給は、一の需要場所において、複数の電気事業者の電気が物理的に区分されることなく一本の引き込みを通じて一体的に供給される形態であり、供給の責任主体が曖昧となることや需要家との権利義務関係が複雑となることにつながるため、本来的には、一の事業者が責任をもって需要家へ供給すべきと考える。このため、部分供給については、やむを得ない理由により負荷追従できない新規参入者や参入当初において十分な供給力を保有していない新規参入者等に限った制度と位置づけることが望ましい。【四国電力（株）（営業部計画グループ） 楠瀬 善之】 <部分供給について、「正当な理由なく」とした場合、本来自由であるはずの事業活動に萎縮効果を与えるため、「不当に」の文言を用いるべきである。> 部分供給について「正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定すること」が「～、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。」と	現行制度において新規参入者及び電力会社の部分供給に対し制限はなく、本項の記述は電力会社がそれを自らの運用により制限することについて独占禁止法上違法となるおそれがある旨明確にしたものである。 なお、本件が現行制度に対する意見陳述との趣旨であれば、本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。 現在の電力市場の競争環境を踏まえ、予見可能性を高めるため、原則として公正な競争を阻害するおそれがある行為に対しては「正当な理由なく」を用いている。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			記述されているように、指針案においては再三にわたり「正当な理由なく」の文言が使用されている。これは電力会社に正当性の立証責任を課すものであるが、そもそも「正当な理由がないのに」というのはいわゆる一般指定において原則違法となる行為類型について用いられる用語とされている。したがってこうした指針では本来自由であるはずの事業活動に萎縮効果を与えるものであり、不適切であると考え。ここではむしろ、改訂前のガイドラインがそうであったように、「不当に」の文言が適切ではないか。【虎門中央法律事務所 弁護士 正田 賢司】	
6, 7	2(1) イ (ア)	需要家等からの部分供給の要請に対して、従来のメニューに比べ、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、排他条件付取引等）。 - 電力会社が、全量供給の場合においては、あらかじめ公表している標準メニュー（注）を適用する代わりに、又はそれに加え、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用し、電力を供給している一方で、部分供給の場合においては当該部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。 （注）自由化対象需要家と電力会社の契約形態等自由化分野の現状を踏まえると、電力会社が公表しているメニューが、標準的なものであるとは必ずしも認められない場合がある。 - 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に当該コストアップ以上に高い	<部分供給料金の不当な設定に係る運用を徹底ないしさらに強化（多様なメニューの提示を確保）すべきである。> 複数購買の利点の1つには、電力会社及び新規参入者から提示される料金メニューから最適な供給パターンの組み合わせを構築できると考えております。しかしながら、電力会社から善良供給を受ける際には、季節別、季時別、ウィークエンド、需給調整契約など多種多様なメニューが用意されているにも関わらず、複数購買（部分供給）の場合は、度重ねてお願い申し上げましたが、結局標準メニューとして公表されている季時別を前提にしたメニューのご呈示しかございませんでした。複数購買において、メニュー選択の範囲が制限されることがなきよう、「部分供給料金の不当設定」について是非徹底していただきたいと存じます。【ユニー（株）開発本部 建設部】 全国で一括して集中購買を行う場合、全需要を一社から購入するよりも、他の商品と同じく数社から電力を購入する複数購買（供給者側からみれば部分供給）の形態が検討の対象となっております。私共商店は商品を仕入れる際に複数の業者から仕入れることが当然となっており、電力においても例外ではありません。今回の指針では、複数購買の場合に電力会社が理由なく不利な料金体系を設定することについて指摘をされておりますが、それに加え、複数購買を行う場合にも一社購買を行う場合と同様に多様なメニューの選択肢が需要家に与えられるようにして頂きたく存じます。一社購買の場合は電力会社の多様なメニューから選択でき、複数購買で需要の一部を電力会社以外の供給者から購入する場合、電力会社からは一様のメニューしか選択できないというのでは、複数購買を選択するインセンティブが小さくなってしまいます。【全日食チェーン】 需要家が部分供給を受ける場合において、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用することは独占禁止法上違法となるおそれがあるとされております。需要家から見れば本来メニューというものは電力会社から押し付けられるものではなく、自己のメリットを考え選択するものであると考えます。つきましては、部分供給の場合でもメニューを電力会社が特定することなく、全量供給を受ける場合と同様、季節別、季節別時間帯別、休日高負荷型等選択ができるよう徹底して頂きたく存じます。【日本ボランタリーチェーン協会】 <2つ目の○の事例について「正当な理由なく」との文言を追加すべきである。> 電力会社のみが部分供給を実行し得るという前提の下、取引相手方によって取引価格を変える行為が違法とされるには、競争者や取引相手方の事業活動が困難となり市場から排除されるおそれが認められる場合、及び正当化理由がないという要件が必要である。それにもかかわらず、2つ目の設例（7頁）においては経常的なコストアップ以上に高い料金	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 需要家が新規参入者と取引をすることによる電力会社のコストアップ分以上に高い料金に変更すること等について、正当な理由は想定できない。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 ○ 電力会社からの電力供給に加えて、新規参入者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。	に変更すると違法となるおそれがあるとのみ記載されていて、正当化理由の有無についてしか記載されていないが、経常的コストアップ以上の料金を提示したとしても、その水準が競争者等の事業活動を困難にしなければ独禁法違反とならないのではないか。全量供給の場合に比べて部分供給になれば需要形態（購入量、負荷率など）が変わるのが通常であり、その変更を評価して料金を設定した結果、料金が高くなっても正当化理由が認められて独禁法違反とならないはずである。にもかかわらず、端的に「経常的コストアップ...以上に高い料金に変更すること」が違法となるおそれがあるという記載は不適切であり、電力会社の価格決定を必要以上に拘束することにならないか。その他の設例において「不当に」（１１頁「不当な違約金・精算金の徴収」）「正当な理由無く」（７頁「（ア）部分供給料金の不当設定」の１つ目の設例／２５頁「自家発電設備の新増設の阻止等」）と記載されていることとの比較から見ても、表現として不適切である。そもそも「経常的コストアップ」なる表現は一般に使用されておらず、何を意味するのか不明確である。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	
7	2(1)イ (イ)	需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。 また、需要家等からの部分供給の要請を受けた電力会社が、当該需要家に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。	<部分供給について、代理人や加盟店の本部が電力会社と交渉を行う場合の交渉の遅延や拒絶がないように徹底すべきである。> 部分供給を受けるに当たっては、複数の電気事業者との協議が必要となること、また日々予定供給量の事前通知を求められることから、需要者として効率的に供給を実施するためには、第三者へ各業務を委託することが必要となります。今回、特別高压店舗にて複数購買を受けるに当たり、電気事業者との協議、各種業務の遂行を委託いたしました。電力会社には当初代理交渉を認めていただかず、この交渉についても結局数ヶ月を費やした経緯がございました。今後電力会社が代理人との交渉を拒むといったことがないよう、この点も徹底していただきたいと存じます。【ユニー（株）開発本部 建設部】 複数購買の要請や協議を拒絶することについても指摘がなされておりますが、例えば本部が全加盟店の電気の調達を一任され、電力会社と交渉を行う等の場合についても協議を拒絶されることがない様に徹底して頂きたいと存じます。【全日食チェーン】 需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは独占禁止法上違法となるおそれがあるとされております。私共が電力会社との交渉を開始致しました当初、規制部門の需要家は電力会社以外の供給者から電力を購入することができないため、その料金、条件等についてまともな交渉をさせて頂けませんでした。自由化部門の部分供給要請のみならず、規制部門の電力会社に対する交渉も放置されたり拒絶されたりすることのないよう、徹底して頂きたいと存じます。また、私共のような組織形態の場合、チェーン本部や協会等が代表となり各企業の委任を受けて交渉を行うケースが生じて参ります。このようなケースにても電力会社が協議を拒むことのないよう徹底して頂きたくお願い致します。【日本ボランティアチェーン協会】	御意見を踏まえ、独占禁止法の適正な運用を図る。
7, 8	2(1) イ (ウ)	電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追従する）ことが必要であるが、電力会社が部分供	<負荷追従のできる新規参入者から供給を受ける需要家についても指針で言及すべき。> 需要家が物質・エネルギーを調達する場合、誰から・どれだけ調達するかは供給者と協議の上、需要家が決めるのが一般的です。電力についても同様と考えます。 電力を部分調達する場合において、新規参入者の負荷追従能力の如何に拘わらずベース部	柱書において「新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が、負荷追従を伴う部分供給を不当に拒否することは、需要家が電力会社から全量供給を受け

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 しかしながら、新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が、負荷追随を伴う部分供給を不当に拒否することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。 ○ 負荷追随できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。 ○ 負荷追随できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が供給割合に応じた負荷追随しか行わないこと。	分・負荷変動部分を誰から調達するかは需要家の選択肢と考えます。（追加希望案：（ウ）に以下を追記すること「○ 需要家が部分調達を希望する場合、電力会社が需要家の希望に応じた部分供給・負荷追随を行わないこと。」）【日本ケミコン（株） 大山 真】 自由化市場の活性化のためには、電力会社による部分供給についての柔軟な対応が求められるところであり、部分供給における多様な料金メニューを設定するとともに、部分供給による負荷追随を希望する。その意味からP8の「負荷追随のできない新規参入者から供給を受ける需要家に対して」を「新規参入者から供給を受ける需要家に対して」と変更し、全ての部分供給に適用するものとすべき。【大口自家発電施設者懇話会】 新規参入者の負荷追随能力に関わらず、事業者から供給を受ける形態（全量／部分）及びパターン（ピーク／ミドル／ベース）については、私ども需要家が自由に選択できるようにしていただきたいのと同時に、その際にはその供給形態・パターンに応じた複数のメニューを用意していただきたいと存じます。また、その際の料金が全量供給時と比較し同等なものとなるよう、徹底していただきたく存じます。【ユニー（株）開発本部 建設部】 複数購買において負荷追随を伴う部分を電力会社が拒否する行為について指摘がありますが、新規参入者の負荷追随能力に関係なく、どの事業者からどの部分（ベース、ミドル、ピークなど）の電気を購入するか我々需要家に選択肢があると理解しております。電力会社には新規参入者が負荷追随できない場合のみならず、自社がピークロードを供給する場合のメニュー、ベースロードを供給する場合のメニュー等を用意して頂きたく存じます。【全日食チェーン】 <「負荷追随できない」との定義を明確に示すべきである。> 「負荷追随を伴う部分供給の拒否」項目に関して、「負荷追随できない」という定義を明確に示して欲しいと思います（流れ込み式水力以外に、大規模火力発電による小規模需要に対する追随や振替供給による追随等も実質的にできないと解釈できるものか）。【伊藤忠商事（株）機械カンパニービジネス機能統合部 油屋 真一】 <いかなる条件のもとで部分供給が認められるかについて明確なルール付けが必要である。> 「負荷追随できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。」及び、「負荷追随できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が供給割合に応じた負荷追随しか行わないこと。」について独禁法上違法となるおそれがある」とあるが、そもそもいかなる条件のもとで「部分供給」が認められるのかについて、電力会社・新規参入者各々の責任範囲・義務・運用ルール等を含めた、接続供給約款に準ずる明確なルール付けがまずなされることが必要である。現状この明確なルール付けが無いために、これらすべてを電力会社と新規参入者との個別交渉で設定していくこととなることから、問題が発生しやすいと思われる。公正・有効な競争の観点から、部分供給についても公正・公平・明確なルールを約款にて明示・公表し、それに基づいて電力会社・新規参入者が運用を行うというシステムとすべき。【住友商事（株） 溝渕 寛明】	ざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある」旨記述しており、負荷追随できる新規参入者についてもケース・バイ・ケースで独占禁止法上違法となるかどうか判断することとなる。 負荷追随できるかどうかは実態を踏まえ判断するものであり、どのような場合が負荷追随できないケースに該当するかをあらかじめ示すことは適当でない。 現行制度において新規参入者及び電力会社の部分供給に対し制限はない。 なお、本件が現行制度に対する意見陳述の趣旨であれば、本件意見募集とは直接関係がないと考えられるが、今後の参考とする。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			<瞬時瞬時の需給が一致することが必要な電気の特性を前提とすれば、負荷追従できない新規参入者の参入は問題である。> 指針案では、負荷追従できない新規参入者との部分供給においては、電力会社に負荷追従が事実上義務付けられております。しかし、瞬時瞬時の需給が一致することが必要な電気の特性を前提とすれば、そもそも負荷追従できない事業者の参入は問題ではないでしょうか。また、仮にこうした形態での新規参入を認めると、負荷追従を伴わない新規参入を促進し、我が国の供給信頼度を低めることになりかねず、ひいては一般消費者の不利益となるものと考えます。【(株)ネクスト】	現行制度において新規参入者及び電力会社の部分供給に対し制限はない。電気事業審議会基本政策部会報告料金制度部会中間報告（平成11年12月2日）においても、「需要家に対し負荷追従を前提としない部分供給を行う場合には、自らは予め定めた発電計画に従った発電機の運転を行えばいいことになる。（後者の場合にはその需要家は別の供給者に自らの負荷追従を依頼することが必要となることに留意）」と記述されている。（なお、本件が現行制度に対する意見陳述の趣旨であれば、本件意見募集とは直接関係がないと考えられるが、今後の参考とする。） 趣旨を明確化する観点から、一部修文した。

【自家発補給契約の解除・不当な変更】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
9	2(1) イ	自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、自家発補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから電力会社以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。 このような状況において、電力会社が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する需要家（以下「特定自家発需要家」という。）に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような	<本指針案の適切な運用により、自家発補給契約に係る公正な競争環境の整備を期待する。> 自家発補給契約については、規制市場はもちろん大口の非規制市場においても、電力会社以外の事業者の参入が困難なサービスである。それだけに、代替性に乏しいという点で、電力会社による本サービスの解除や不当な変更は需要家にとって大きな痛手となり得る。そういった観点から、PPS への電力卸売や電力購入の有無に関わらず、自家発事業者に対する自家発補給契約の解除・不当な変更については、原案に示される適切な運用を行っていただきたい。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行】 自家発電設置者が、買電部分を電力会社から新規参入者へ切り替えた場合、問題となるのが自家発補給契約です。現行の託送料金メニューでは、実質的に自家発補給の供給ができる事業者は電力会社しかいません。「自家発電設備を所有し新規参入者から電力を購入する」という需要家の選択肢を確保するには、本指針に記載されている、「単独の自家発補給契約料金を、電力会社からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約料金と比較して、高く設定しない」ということが不可欠であり、これにより公正な競争環境が整備されることを期待します。【東京ガス（株） 富田 鏡二】 自家発電設置者が、買電部分を電力会社から新規参入者へ切り替えた場合に、問題となるのが自家発補給契約である。本指針案にある通りこのような場合に自家発補給契約を打ち切ることがないようにすべきである。自家発施設者が余剰電力を販売する場合も含め、常時の買電がない場合の自家発補給契約の料金を不当に高く設定することや常時契約の強要があってはならない。【大口自家発電施設者懇話会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 趣旨を明確化する観点から一部修文した。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。 ○ 特定自家発電需要家に対して、自家発電補給契約を打ち切ること。 ○ 特定自家発電需要家との自家発電補給契約（単独の自家発電補給契約）の料金を、電力会社からの全量供給に付随する場合の自家発電補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。	<自家発電補給電力契約により、ユーザーは自家発電設備を新増設等の際に必要以上に大きなリスクを負うこととなるため、契約内容を改善すべきである。> 自家発電設備を運用するにあたりユーザーは電力会社と「自家発電補給電力契約」の締結を余儀なくされます。この契約は自家発電設備が検査、補修、事故により生じた不足電力の補給の為に結ぶものでありますがこの契約内容に関してユーザーにとって不利益な条件と思われるところがありますので、下記のとおり述べさせていただきます。まず第1に この契約は冒頭で記しましたとおり、自家発電設備が検査、補修、事故により生じた不足電力の補給の為に締結するもので、そのような事態が発生した場合「自家発電補給電力値」に基いて高額の自家発電補給電力の基本料金と従量料金を電力会社に支払う訳ですが、ここで疑問を抱くのは補給電力を受けない場合（自家発電設備が検査、故障、事故で停止していない場合）においても毎月自家発電補給電力使用時の基本料金の20～30%を徴収される点であります。これはどれだけユーザーが高額のメンテナンス費用を投じて自家発電設備を健全に運用したとしても一方的に料金を課するという大変不利益な条件でその根拠も不明で到底納得できるものではありません。第2に自家発電補給電力の使用が発生した場合における補給電力の算定方法であります。現状では自家発電設備が停止し、別途締結している主契約（特別高圧季節別時間電力など）を例え1kW超過したとしても、自家発電補給電力契約値全量を使用したと判定され非常に多額の補給電力費を支払わねばならない状況にあります。主契約において買電できる契約値を別途定めている訳でありますからその契約値より超過した分に応じて料金を課するのが妥当であると考えます。第3に自家発電補給電力を使用した場合の使用日数算定の不合理について論じます。自家発電設備が停止してしまい補給電力を使用した場合、それ以降当月内においては何度自家発電設備が停止しても自家発電補給電力の基本料金は変わりません。但し翌月に同様の事態が発生すると再度自家発電補給電力を使用したとして自家発電補給電力料金の支払義務が生じ2ヶ月連続で基本料金が課せられる事になっております。但し月末に自家発電補給電力が停止し翌月の月初にまたがり連続して自家発電設備が停止してしまった場合は、その日数が30日以内であれば自家発電補給電力の基本料金が1ヶ月のみでよい事になっております。ここで問題となるのは、例えば月末に自家発電設備が停止し、翌月月初まで連続して29日間停止してしまった場合、自家発電補給電力基本料金は1ヶ月分で済むにもかかわらず、月末に1日停止し間をおいて月初にもう1日自家発電設備が停止してしまった場合、合計2日間の補給しか受けていないにもかかわらず2ヶ月分の自家発電補給電力基本料金の支払が発生します。これでは結果として、ユーザーが懸命に自家発電設備を健全に運用するよりも、連続して自家発電設備を停止させた方が自家発電補給電力基本料金が軽減できるという大きな矛盾が生じ到底理解し得ない内容であります。以上のようにこの自家発電補給電力契約はユーザーにとって大変不利な条件が多く また契約に関するユーザー側の選択肢も皆無であり自家発電設備を新設、増設する際に必要以上に大きなリスクを背負う事になっております。こうした状況は自家発電設備の普及促進の見地からも大変大きな障害となりますので、改善すべきものであると強く意見致します。【凸版印刷（株）情報・出版事業本部】 <事例に「正当な理由なく」との文言を追加すべきである。> 電力会社のみが自家発電補給電力を提供できるとの前提の下、自家発電補給電力の取引を拒	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 自家発電設備を有する需要家が新規参入者と取引を開始したことにより、電力会社

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			絶することが違法とされるには、被拒絶者の事業活動が困難となり、且つ正当化理由がないという要件が必要である。 それにもかかわらず、本文において「自家発補給契約を打ち切る…従来料金より高く設定する」行為が違法となるおそれがあるとのみ記載されていて、正当化理由の有無についての記載が欠けている。料金の不払い等の債務不履行を理由に契約を打ち切ったり、あるいは需要形態の変更を反映した高い料金を提示したとしても、正当化理由が認められて独禁法違反とならないのは明らかであり、「不当に」拒絶する、あるいは「不当に高く」価格を設定すると記述するべきである。他の行為を論ずる部分では「正当な理由なく」、「不当に」と記述していることとの比較からみても、バランスを欠いた記載となっているのではないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	が当該需要家に対する自家発補給契約を打ち切る等の行為には正当な理由が想定できないため、「正当な理由」は記載していない。

【需給調整契約の解除・不当な変更】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
10 , 11	2(1) イ	素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが電力会社と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発電設備を設置する需要家であるが、そのほとんどすべてが電力会社と需給調整契約を締結している状況にある。 （注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに電力会社の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については安価に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パター	<需給調整契約の追記を評価。本指針案により、需給調整契約の取扱いに関し公正な競争環境が整備されることを期待する。> 自家発電を設置している大口需要家が、需給調整契約を結んでいるケースはよくあります。彼らの多くは、潜在的な新規参入者または新規参入者への電源供給者になりうる一方、電力会社から電力を購入する大口需要家でもあります。購入電力の契約条件を変更することなく、余剰電力を販売することができれば、彼らにとってのビジネスチャンスが拡大します。したがって、本指針に記載されているとおり、「需給調整契約を結んでいる自家発電設置者が新規参入者へ余剰電力を供給しようとも、基本的にはこれまでの需給調整契約の条件にて、電力会社が当該需要家に電力を供給し続ける」ことが不可欠であり、これにより公正な競争環境が整備されることを期待します。【東京ガス（株） 富田 鏡二】 需給調整契約についても、今回の原案で新たに追記されたことは評価したい。本契約は旧選択約款の流れを汲むメニューであり、その適用の可否については電力会社の判断が働くことは理解している。しかし、電力会社から供給を受ける負荷の形態が悪化していないのにも関わらず、PPS への卸売開始により本契約の解除や変更がなされるとすれば、新規参入者にとっては大きな参入障壁となりうる。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行】 素材産業の大口需要家が多数締結している需給調整契約（時間帯別調整契約）の重要性を認めるとともに、需給調整契約の需要家が新規事業者から部分供給を受ける場合に負荷の形態が従来より悪化しないのにも関わらず需給調整契約を打ち切ることが独禁法上違法となる恐れがあることを明記した点を評価したい。【山陽特殊製鋼（株）設備・環境管理部】 自家発電設備を有する事業者から余剰電力を購入する交渉を行う上で、この「需給調整契約の解除・不当な変更」の問題が障害となり、交渉を断念するケースはこれまでに何回もありました。今回の原案において、「電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切することを示唆すること」が独禁法上違法となるおそれがある旨、明記された点は高く評価できると考えます。これまでのように、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来よりも悪化しないにもかかわらず既存の需給調整契約を打ち切られるようなことが今後も続くとするれば、新	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		ンに相応した小さな料金負担となるメニューである。 電力会社が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、電力会社が、新規参入者から電力の供給を受けようと、又は新規参入者に対して電力を供給しようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、取引妨害等）。 ○ 需要家が電力会社以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。 ○ 余剰電力の販売先を既存の電力会社から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。 ○ 自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、電力会社から	規参入者としては余剰電力の調達が極めて困難となり、事業の存続すら危ぶまれる状況も予想されるため、この点について適切な運用を行っていただきたいと考えます。【（株）エネット経営企画部長 白羽 真】 需給調整契約を結んでいる自家発電設置者が新規参入者へ余剰電力を供給する場合において、電力会社はこれまでの契約条件にて、当該需要家に電力を供給するべきである。また、例えばある会社のA工場が買電先を電力会社から新規参入者に変更する場合にB工場の需給調整契約の継続を拒否するようなことはあってはならない。【大口自家発電施設者懇話会】 <自家発電設備の新增設時の需給調整契約に係る紛争の扱いを明確にすべきである。> 自家発電新增設時における需給調整契約をめぐる紛争については、25ページの2の「電力の供給、自家発電補給等自己のサービス」の中に含まれているとも読めるが、より明確に、「需給調整契約」との文言が追記されることを要望したい。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行】 <需給調整契約は需要家の負荷移行努力を必要とするものであり、「負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず」という評価基準は不適切である。削除ないし需要家の負荷移行努力を前提とした修文をすべきである。> 需給調整契約は、お客さまに負荷移行していただくことにより、需給両者のメリットを追求することをその趣旨とするものであり、そうした趣旨を明確化する観点から、「個々のお客さまの負荷移行により負荷平準化を確保するとともに、電力会社の需給状況の改善を図り設備の効率的な運用に資する……」のように修正すべきであると考えます。 また、「需給調整契約の解除・不当な変更」という表題については、需給調整契約を解除すること自体が不当であるように受け取られますので、「需給調整契約の不当な解除・変更」に修正すべきであると考えます（このことは、「自家発電補給契約の解除・不当な変更」についても、同様です）。【東北電力（株）企画部課長 八代 浩久】 産業用需要家の中でも、需給調整契約を締結している需要家については、その効率的な電気の使用形態が評価されて、電気料金が割安に設定されているとと思いますが、こうした使用形態の評価は「需給調整」という名のとおり、個々に細かな効率的な使用を評価していると聞いております。指針案にあるように「負荷の形態が従来より悪化」するかしないかという尺度だけで評価することは、かえって効率的な使用の促進を妨げるおそれもあり、評価の仕方として不十分ではないでしょうか。【（株）サンキデン顧問 渡辺 和利】 指針案に従うと、需要家の「負荷の形態が従来より悪化しない」場合には電力会社にとって需給調整契約の解約は事実上不可能となり、電力会社に割引の義務が課せられることとなります。しかし指針案は同時に、需給調整契約の目的を「需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに電力会社の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資すること」としており、この目的に照らした場合、上記のように需要家の負荷形態という特定の断面しか捉えないことは、評価方法として著しく偏っているものと考えます。【（株）ネクスト】	自家発電設備の新增設時における需給調整契約の打ち切り等については、3つ目の○で明示している。 本項では、既に負荷移行努力を行い需給調整契約を締結している需要家に対し、新規参入者からの電力供給を受けた場合に当該契約の打ち切り等を行う行為を対象としており、この場合負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず当該行為を行うことについて独占禁止法上違法となるおそれがある旨指摘したものである。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		電力を購入していた場合を含む。）に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。 ○ 増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家（従前、電力会社から電力を購入していた場合を含む。）に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。	わが国の電力会社は、長年夏季の電力使用の著しい伸びや将来の電力の安定供給確保のために発電所や送電設備の建設努力を行うことで、電力の供給責任を果たしてきた。 しかし、それだけでは対策は不十分であり、電力会社は電力設備の効率的運用＝負荷平準化という国民経済的な要請から、需要家の効率的な電力利用を促すための料金制度をつくり、産業界もそれを利用することでコストダウン、生き残りをはかってきた。これがすなわち需給調整契約であり、かつての、電力会社がわが国の電力供給の独占的な担い手であった規制下にあつては、当時の産業政策＝国策を色濃く反映したものであった点に注意が必要である。現在においては電力会社は（少なくとも自由化された世界において）電力供給の独占的な担い手ではなく、資源の適正な配分、取引の合理性の確保は自由競争における関係者の創意工夫、自主的な努力に委ねられている。小生はこの点に大いに賛同する者であり、硬直化したわが国の電力規制の改革、電力産業の進歩につながると期待している。本来需給調整契約もその流れの中で時代に応じ姿を変えていくべきものであろう。 ところで今回指針の上記の当該箇所においては、その後段に、独占禁止法違反のおそれがある4つの例示が記載されており、これらは結果において需要家が「電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しない」限り、既存の需給調整契約を継続しなければ独占禁止法上違反となるおそれがあるとの趣旨と理解される。自家発電設備の導入については、各企業がコストダウンを図るための大きな選択肢の一つであることは論を待たない。かつての独占時代においても電力会社は自家発電設備設置業者との競争の中で切磋琢磨してきた歴史があり、特に大規模産業分野においては自家発電のシェアは地域電力会社のそれに匹敵するものである。自家発電設備の導入パターンとしては ベースとなる負荷への割り当て 夏季や昼間ピーク負荷への割り当て の大きく2つが考えられる。需要家個体の負荷形態については、これらの形態での導入により、夜間時間帯の使用比率（夜間率）・契約電力に対する電力量の比率（負荷率）のアップにつながることもある。しかしながら、個体ではアップしていても、電力会社の全体の需給状況から見れば必ずしも有利なケースばかりではなく、逆に、電力会社全体から見ると設備効率が下がるケースもある。（特に上記の の場合）そもそも需給調整契約は、電力会社の設備利用率向上のために、重負荷時間帯から軽負荷時間帯への負荷移行、あるいは軽負荷時間帯の負荷造成について需要家に合意していただくことを前提とした特別な契約であり、本来自家発電導入による負荷の減少に料金インセンティブを設ける合理性は存在しない。ましてや自由化とはすなわち自由な販売競争による効率化の追求であり、本来取引量の減少は経営にとってマイナスであることは論を待たない。このような中、これらの合理性が存在しないケースについてまでも、既存の契約を継続する事実上の義務を電力会社に負わせることは、明らかに行き過ぎた規制と考える。新規参入者との取引に対する不当な阻害的行為が許されないのは言うまでも無いが、それ以外は自由化という私契約の世界の取引であり、関係者間の協議に委ねるべき事項ではないか。以上の理由から、該当箇所は削除すべきと考える。現在の補足・充実原案の記載どおりとなれば、電力会社にとって需給調整契約を維持していく合理性に疑義が生じてこざるを得ず、将来的に需給調整契約そのものを廃止する可能性もあると考える。そのような状況になれば、自家発電設備を設置する需要家のみならず、産業界全体の大きな問題になるのではないかと危惧している。【平山 俊次】 需給調整契約について、指針案では「負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、	

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ること示唆すること」が独占禁止法上違法となるおそれがある、としている。しかしながら、同じく指針案によれば、「需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに電力会社の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的」としているため、画一的に「負荷の形態が従来より悪化しな」ければ需給調整契約の要件に合致しているとの整理は、需給調整契約の目的に反するのではないか。【虎門中央法律事務所 弁護士 正田 賢司】 <需給調整契約に係る料金交渉基準をルール化することは、大口需要家と電力会社の交渉により料金低廉化を図ろうとする自由化の主旨に反するのではないか。> 今回の補足・充実原案にもあるように、従来、需給調整契約は素材型製造業を営む大口需要に適用されてきたものである。現在の部分自由化の主旨は、交渉力ある大規模需要家が交渉によって料金を決めることで電力会社の値下げ競争を促進し、電気料金の低廉化を図ろうというものである。こうした主旨に鑑みれば、契約条件にしたがって、利用形態が異なれば料金が見直しになることもあり得るし、負荷率の変化如何にかかわらず量的な変化で料金が変わることもあり得る。まさにそうしたことが交渉によって決定されるはずである。このような交渉者としてこれらの超大口の需要家がまさにふさわしいのであり、料金交渉基準までをルール化することは自由化の主旨に反するのではないか。【（財）政策科学研究所主任研究員 中村 雅浩】 <需要家の多くが需給調整契約を締結しているとの状況を踏まえて、電力会社の行動を過度に制約することは市場を歪めるのではないか。> 従来、素材型製造業を営む需要家の多くが需給調整契約を締結しているという状況をふまえて、このような状況のもとでの電力会社の行動を制約するような記述になっている。この「適正な電力取引についての指針」は、部分自由化以降の新たなスキームにおける適正な電力取引の確保をめざすものであるはずで、従来の扱いを引きずって電力会社の行動を過度に制約することは、市場をゆがめることになるのではないか。既存契約への影響を考慮すべきという趣旨であるとするれば、一方でアンシラリーサービスの料金について既設と新增設で扱いを変えることについて独禁法上違法となるおそれがあるとしていることとバランスを欠いている。【（財）政策科学研究所主任研究員 中村 雅浩】	料金交渉過程において独占禁止法違反行為があればそれを排除する必要がある。本項は、予見可能性を高めるため、どのような行為が独占禁止法違反となるおそれがあるか可能な限り具体的に明らかにしたものである。 本項は、需給調整契約の打ち切りが需要家にとって重大な影響を生じることを踏まえ、予見可能性を高めるため、どのような行為が独占禁止法違反となるおそれがあるか可能な限り具体的に明らかにしたものである。既存契約への影響を考慮すべきとの趣旨ではない。

【余剰電力購入契約の不当な変更等】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
11	2(1) イ	電力会社に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸事業者」という。）は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給する	<電力会社が卸売事業者からの購入を拒絶したとしても、卸売事業者は新規参入者に卸売が可能であり、その場合電力小売市場での競争が促進される以上、なぜ独占禁止法違反となるのか不明である。> 卸売事業者は新規参入者に一部を卸売したり、小売することが可能である中で、電力会社が、このような卸売事業者からの卸購入を拒絶したとしても、卸売事業者は新規参入者に卸売し（その結果として新規参入者の小売が活発化し）、あるいは自ら直接小売に参	本項は、電力会社に卸売をしている卸売事業者が、新規参入者と取引したり、自ら小売に参入しようとする場合に、購入契約を解除する等の行為を問題としている。なお、現在の市場の状況において公正な競争を阻害するおそれがある行為について、将

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		ことにより新規参入することが可能であり、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。 しかしながら、電力会社が、新規参入者に卸売りしようとし、又は直接需要家に供給しようとする卸事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸事業者が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。 なお、電源を保有する事業者が、全量を電力会社に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が生じる場合には、電力会社が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。	入できるので、電力小売市場での競争が促進されと考えられる。 よって、この部分の記述はなぜ独禁法違反（取引拒絶、差別対価等）となるおそれがあるのか分らない。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	来競争が促進される可能性があるからといってそのまま放置することは適当でない。

【不当な違約金・精算金の設定】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
11	2(1) イ	需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。 しかしながら、需要家が新規参入者から電力の供給を受けるため既存契約を解約する場合に、不当に高い違約金・精算金を徴収する	<不当な違約金・精算金の設定に係る運用を徹底すべき。また違約金・精算金算定の標準的な考え方を設定・公表すべきである。> 指針に例示の通り、特別メニュー等による契約期間内において、新規参入者に契約を変更する際に電力会社に支払う違約金・精算金は、解約までに享受した割引金額以内とするよう指導願いたい。また、違約金・精算金の設定をどのように行うかは、電力会社の判断に委ねられているが、違約金・精算金算定の標準的な考え方の設定・公表が望まれる。【日本化学繊維協会動力専門委員会】 電力会社の特別メニューの契約打ち切りに際しては、契約時から解約時までには享受した割引金額の返還を求められるが、不当に高い返還額を請求することがあってはならない。	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		ことにより需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせる場合があり、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引、排他条件付取引等）。 ○ 負荷率別契約等の特別メニュー等の契約期間内において、新規参入者に契約を切り替える需要家に対して、解約までに享受した割引金額の返還を求める以外に不当に高い違約金・精算金を設定すること。 ○ 需要家との間で付随契約（例：週末の料金を安くする特約）を締結する際、主契約と異なる時期に電力会社が一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が新規参入者に契約を切り替える場合に精算金を支払わざるを得なくさせること。	【大口自家発電施設者懇話会】 <非自由化部門が自由化したときに、違約金・精算金の設定に関する運用により、新規参入者から購入する選択肢を奪われることがないように配慮すべきである。> 需要家が新規参入者から電気を購入するために既存の契約を解約する場合の不当な違約金・精算金の設定についてもコメントがありますが、現状規制部門である私共需要家が自由化範囲の拡大により、新規参入者から購入する選択肢を得た場合に、非自由化時代の電力会社との契約でその選択肢を一定期間奪われることのないように徹底して頂きたく存じます。【全日食チェーン】 需要家が新規参入者から電力の供給を受けるため、既存契約を解約する場合に、不当に高い違約金・精算金を徴収することにより需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせる場合があり、独占禁止法上違法となるおそれがあるとされております。現在、規制部門の高圧・低圧の需要家におきましても選択約款を選択した場合、原則としてその契約は1年単位での更新となっております。しかしながら、選択約款の契約から一年以内に自由化の対象となり、新規参入者や地域電力会社以外の電力会社から購入する選択肢ができた場合も、違約金等の徴収がなされないようにして頂きたくお願い致します。【日本ボランタリーチェーン協会】 <割引契約を締結している需要家に違約金のリスクがなければ、不当な割引となるため、違約金・精算金に対する記述は不適切である。> 一般に、需要家が違約金を伴う契約を締結する場合には、中途解約に伴う違約金のリスクを勘案した上で、それでもなお当該契約の締結に利益があるとの判断をしている筈である。仮に違約金のリスクがないとすれば、それは特定の需要家に対する電力会社の不当な割引と同義のものとなり、公平の原則に反するのではないかと考えます。【電気通信大学電気通信学部電子工学科在籍 高橋 孝仁】 長期契約等のオプション契約においては、需要家は、オプション契約の目的達成とひきかえに割引の利益を享受するのであり、これを担保する手段として違約金の設定がありますが、こうした契約において、違約金を需要家が問題としない水準とする場合、契約遵守のインセンティブがそがれる結果、需要家全体の負担のもと単なる割引を行うことに等しいこととなるため、不当ではないかと考えます。【(株)ネクスト】 <途中解約の場合の精算金に関する情報を電力会社より開示すべきである。> 需要家が特別メニュー等の割引料金を契約する際には、途中解約した場合の精算金に関する情報を電力会社より開示すべきである。【大口自家発電施設者懇話会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 違約金のリスクがなくても、電気料金を割り引くこと自体、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

【物品購入・役務取引の停止】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
11 , 12	2(1) イ	電力会社が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家（例えば、発電設備、送電設備等	<「継続的な取引関係にある」との要件を「電力会社が購買市場で有力な事業者」、「電力会社の購入に大きく依存せざるをえない商品を取引している事業者」とすべきである。> 電力会社と継続的な取引関係にあるだけでなく、電力会社が購買市場で有力な事業者であ	本項は、継続的な取引においては、打ち切り等の行為により事業者の経営に極めて重大な影響が生じるため、当該事業者が要

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		電気事業に不可欠なインフラ設備の販売事業者）に対して、新規参入者から電力の供給を受け、又は新規参入者に対して余剰電力を供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。 また、電力会社が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係にある事業者であって、新規参入者に影響力を有する者（例えば、新規参入者と資本関係を有する者、新規参入者と取引している金融機関等）に対して、物品の購入や役務の取引を打ち切り、又は購入数量を削減すること又は削減することを示唆することにより、新規参入者に影響力を有する者を通じて、新規参入者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。	る商品役務について、あるいは、電力会社の購入に大きく依存せざるをえない商品を取引している事業者に対して、という要件を明確に記載するべきではないか。対象商品の例示だけでは分かりにくい。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	請を受け入れざるを得ない状況を踏まえた記述である。
12	2(1) イ	電力会社が、他の事業者がその事業活動に必要な自らの顧客の情報を、当該顧客から情報の利用許諾を受けた他の事業者に対して営業部門に対する開示手続と同様の手続により開示しないことは、新規参入者等の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。	<独占禁止法違反となるのは、新規参入に有利ということではなく、新規参入に不可欠な情報の開示拒否に限られることを明確にすべきである。> また、電力会社が保有する情報には、顧客の計量値や、電力会社と顧客間の契約内容（料金水準など）等様々なものがあると考えられるが、「事業活動に必要な情報」とは何を意味するのか。 独禁法違反となるのは、電力事業参入に有利、あるいは便利ということではなく、その参入に不可欠な情報の開示を拒否した場合に限られると考えられるが、その点を明確にするべきではないか（電力会社が顧客との契約において提示している料金やその体系は、電力会社との競争において“便利”な情報ではあるが、新規参入者に対して電力会社が開示を拒否したからといって独禁法違反とはならないのではないのか。仮にこれらの情報の開示を電力会社に義務づければ、新規参入者は料金体系を如何に設計すべきかという負担を免れ、電力会社の料金を僅かに下回る水準を提示すればそれで足り、事業者として創意・工	本件指針案では、「事業活動に必要となる自らの顧客の情報」としており、既に明確である。なお、事業活動に必要な自らの顧客の情報としては、例えば新規参入者が契約交渉を行っている顧客の過去の需要実績データが挙げられる。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			夫をしなくても済むこととなるが、それは独禁法の期待するところとは異なるのではないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】 <「他の事業者」の意味は何か。> 「他の事業者」という表現が出てくるが、新規参入者とは異なる概念か。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	「他の事業者」は、電力会社以外の事業者を指しており、新規参入者のほか供給区域外の電力会社も想定される。

【事故時バックアップ・しわとりバックアップ】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
12	2(2) ア	事故時バックアップの料金については、取引に継続性があり供給形態としては小売供給に類似したものとなることから、小売における標準メニューと整合的な料金が設定される場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。 また、事故時バックアップの料金は、「接続供給約款料金算定規則」（通商産業省令：平成11年12月3日施行）に基づいて算定されており、一定の合理性を有するものと考えられるが、単一のメニューしか提示されていない場合が多く、新規参入者は自らの発電設備の技術的特性や発電ノウハウ等にかかわらず、画一的なサービスの選択を求められることとなっている。新規参入者が自らの発電設備の実態に則して事故時の補給メニューを選択できるように事故時バックアップ契約の料金メニューが複数提示されることが、公正かつ有効な競争の観点からは望ましい。	<一部の電力会社のみならず他の電力会社も事故時バックアップについて複数メニューを提示することが望ましい。> 今回の指針案では公平な競争を進める観点から事故時バックアップについて単一メニューではなく、複数メニューを提示することが望ましいとしているが、複数メニューの提示はまだ一部の電力会社であるので他の電力会社も複数メニューを提示することを望む。【大口自家発電施設者懇話会】	現在、事故時バックアップについて、複数メニューを提示している電力会社は2社のみであり、その他の電力会社については単一のメニューしか提示されていない。これらの電力会社についても、本項指摘を踏まえた対応が行われることを期待する。
13 , 14	2(2) イ	電力会社が、事故時バックアップの料金について、小売における標準メニューに比べて不当に高い料金を設定することは、新規参入を阻害するおそれがあることか	<事故時バックアップ電力の契約電力については弾力的な対応が望まれる。> 接続供給約款では、事故時契約電力は託送依頼最大電力を基準として協議、となっているが実態は託送依頼最大電力を適用される。新規参入者側も複数の電源を持ち、全台同時の事故は極めて確率が低いことから、事故時バックアップ電力の契約電力については弾力的な対応が望まれる。【大口自家発電施設者懇話会】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		ら、電気事業法上変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。 ただし、事故がいつ起こるかについては不確実であり、電力会社は予備力を活用せざるを得ないことから、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。 また、託送及びこれに附随して不可避免的に発生する事故時バックアップ等の料金その他の供給条件については、接続供給約款に規定し、当該約款を行政に届け出ることを義務付けており、新規参入者による接続供給約款の利用が著しく困難であるなど当該約款の内容が不適切な場合には、電気事業法の規定による変更命令が発動されることとされている。また、電力会社が正当な理由なく託送を拒んだ場合には、電気事業法の規定による託送命令が発動されることとされている。 しかしながら、事故時バックアップ等を受けることが新規参入者が新規参入するに当たり必要不可欠なものであり、かつ、事故時バックアップ等の提供主体が電力会社以外に見出し得ない状況を踏まえると、例えば、以下の場合には、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。 ○ 接続供給約款の適用に当たって、事故時バックアップの契約キロワット等当事者間での協議に委ねられている事項について、電	電力会社の接続契約約款では、事故時契約電力は託送最大電力を基準として協議することとしているが、実態として、託送最大電力がそのまま契約電力とされるケースがある。通常の場合、新規参入者側は複数の電源を設備しており、全台同時にトラブルが発生することは確率的にも極めて低いことから、事故時契約電力の設定が弾力的に行なわれるよう指導願いたい。【日本化学繊維協会動力専門委員会】 <新規参入者側の責任範囲外のトラブルに対し事故時バックアップ料金を適用するのは適切でない。> その他、例えば送電線への落雷事故等で新規参入者からの送電が停電した場合、需要家へは電力会社から送電して貰うことになるが、このような新規参入者側の責任範囲外のトラブルに対し事故時バックアップ料金を適用するのは適切でないと思われる。また、2時間を超えて同時同量を逸脱した場合に事故時扱いになるのは新規参入者にとって厳しい条件となっており、この取り扱いも見直してほしい。【大口自家発電施設者懇話会】 <電力会社に対して、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を例示することは規制強化である。> 1) 電力会社に対して「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を例示することは、事実上の規制強化（あるいは再規制）となりうるおそれがあるばかりでなく、託送制度やそれに付随して既存電力会社に事実上生ずることになる事故時バックアップ「義務」に伴う限界的な負荷の対価をも場合によっては吐き出させることを求めるものとなりかねない。これにより、電力会社においては送電部門や予備力の涵養に対する投資へのインセンティブが損なわれ、結果として、わが国全体の電力市場の効率化のみならず電力の安定供給をも阻害するおそれなしとしない。 例) (2) 新規参入者への卸売 ア 事故時バックアップ において、「事故時バックアップ契約の料金メニューが複数提示されることが…望ましい」としている。これは、新規参入者の交渉コストを節約するために電力会社に対してメニューコストの負担を求めていることに他ならないと考えられ、見直す必要があると思われる。【美和 卓】 <部分供給においては、事故時バックアップ料金を重複して徴収されている。> 現行制度においては、新規参入者は電力会社にバックアップを依存せざるを得ず、その料金は最終的に電力料金として需要家が負担することになります。部分供給において、契約kWに応じた全ての基本料金を需要家より電力会社に支払ったとしても、電力会社は事故時バックアップ契約に基づく当該基本料金を別途新規参入者に要求しております。今後はバックアップ料金そのものの料金低減はもちろんのこと、部分供給の場合における事故時バックアップ料金の重複を是正する料金体系の創設を望みます。【ユニー（株）開発本部 建設部】	現行制度においては電源線への落雷事故について事故時バックアップを適用することとなっている。本意見は同時同量制度への意見とともに現行制度への問題提起として今後の参考とする。 電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示しているものであり、規制強化を意図するものではない。 新規事業者と電力会社との間の接続供給契約において事故時バックアップの契約kWをどのように設定するかは、両当事者間の協議事項となっている。また、部分供給において電力会社から需要家が購入する電気に関する需給契約について、その契約kWをどのように設定するかは、電力会社と需要家との協議により決まる。当事者が異なる各契約において、どのように契約kWを設定するかは個別契約ごとの協議に委ねられる事項と考える。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		力会社が交渉に応じない、又は正当な理由がないにもかかわらず、一方的に協議事項を決めること。		
14	2(2) イ	電力会社が、3%以内の「しわとり」バックアップの料金について、適切なコストに基づかず、不当に高い料金を設定することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。 現行指針に既に記述。	<同時同量原則の緩和を要望する。> 計量点は電力会社との受電点となっており、小売り専用の発電機を設置したとしても工場負荷変動の影響を受けるため、同時同量制御が困難になる場合がある。小売り専用の発電機が特定できるのであれば、その発電機の送電端を計量点にしていだきたい。また、制度設計の問題ではあるが、変動範囲3%の緩和を今後検討することを要望する。 【大口自家発電施設者懇話会】	現行制度に対する意見や電力会社の契約内容に対する意見は、本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。
14	2(2) イ	新規参入者が事故により大口需要家への供給電力に不足を生じた場合においては、電力会社が、その不足を補うために事故時バックアップを行うこととされており、接続供給約款における記載事項となっている（電気事業法第24条の4）。 他方、事故以外の場合に、参入者が達成すべき同時同量の範囲（30分3%以内の需要変動）を超えて、供給電力に不足を生じた場合やあらかじめ電力会社からの常時バックアップを前提としている場合については、電気事業法の規制はなく、その契約条件・料金の設定については、基本的に電力会社の自主的な経営判断に委ねられている。 しかしながら、常時及び臨時の需要に対応し得る電源の調達市場が未整備であり、十分な供給余力を保有する電力会社以外の事業者にとってバックアップ電力の供給が困難な状況の下、電力会社が、3%超過分の供給を拒否し、又は不当に高い料金を設定する行為は、新規参入	<3%超過分の供給について、通常の卸取引と同列に整理されるべきではない。> この3%という基準は、電気の消費量に応じて事業者が電気を供給していくことが基本ルールとされた中で、電力会社から電気を購入しているユーザーも含めた全体の供給安定性を図るために、各事業者が守るべき範囲として策定されたものと理解しております。その範囲を逸脱した3%超過分の供給について、通常の卸取引的なものと同列に整理がなされている点には違和感を感じるところです。【産興（株）専務取締役 潮見公平】	通常の卸取引とは別に3%超過分の供給として区別して整理している。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。		

【常時バックアップ】

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
13 ~ 15	2(2)	常時バックアップ（全般）	<常時バックアップについて、一般需要家向けと同等の料金メニューの提供、負荷追隨への対応等を指針に明記すべきである。> 新規参入者が、現在直面している最大の問題点は、長期間にわたってまとまった電源を調達できないことにあります。今や常時バックアップはこうした問題を解決するための有効な手段となっています。多くの事業者が市場へ参入し、現実的に需要家が供給者を選択できる環境を整備するために、常時バックアップについては電力会社が、一般需要家向けと同等の料金メニューの提供、上限値の撤廃、負荷追隨への対応をするよう、本指針に明記するべきだと思います。【東京ガス（株） 富田 鏡二】 電力会社による常時バックアップについて、料金メニューの多様化、および、負荷追隨への対応をすることを、本指針に記載して欲しい。【大口自家発電施設者懇話会】 <常時バックアップに係る適切な運用を要望する。> 常時バックアップについてはこれまで、供給量が制限される、小売料金よりも高い料金のメニューしか提示されない、等の問題点がありました。そういった意味で今回、「正当な理由なくその供給量を制限すること」及び「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金を設定すること」が独占禁止法上違法となるおそれがある旨、記述されたことの意義は大きいと考えます。これまでのような、小売料金より高いメニューの提示、または需要形態を考慮しない単一のメニュー設定等により、実質的に常時バックアップが活用できない状況が今後も続くとすれば、十分な電源容量を持たない新規参入者が事業を継続することは困難になるため、この点について実際の運用が適切に行われることを強く要望します。【（株）エネット経営企画部長 白羽 真】	本指針の独占禁止法関係箇所は、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、独占禁止法上問題となる行為について事業者に分かりやすく示すことを目的としており、事業者に一定の行為を義務付けるものではない。御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。 御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。
13	2(2) ア	常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のものであると考えられることから、小売における標準メニューと整合的な料金が設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 「価格」を「料金」と修正した点を除き、現行指針に既に記述している。	<「常時バックアップは、小売における標準メニューと同等の料金」と明確にすべきである。> 指針では、「常時バックアップは、小売における標準メニューと整合的な料金が設定されることが望ましい」としているが、料金設定は電力会社に依存せざるを得ず、割高な料金が設定されることが懸念される。したがって、「常時バックアップは、小売における標準メニューと同等の料金」と明確にすることが望まれる。【日本化学繊維協会動力専門委員会】 <常時バックアップや部分供給の条件を明確にし、供給約款を整備、行政に届出を義務付けることが望ましい。> 現状では常時バックアップを前提とした電力供給については、電気事業法の規制はなく、その契約条件・料金については、基本的に電力会社の自主的な経営判断に委ねられて	卸供給である常時バックアップの料金と小売供給の料金である標準メニューについて、同等の料金であることまでを望ましいとすることは必ずしも適切ではないが、御指摘の点については、需要家の利益が阻害されることのないよう、本指針を踏まえ独占禁止法の適正な運用を図る。 現行制度に対する意見は本件意見募集と直接関係がないが、今後の参考とする。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			います。つまり現状、常時バックアップや部分供給の条件・料金については、全く公表されておりません。一般に、それらの条件・料金については電力会社営業部門との協議になるものと考えられますが、その場合、営業部門は必然的に新規参入者との競争上の地位を確保するような行動が想定されます。従い、部分供給・常時バックアップの条件を明確にし、送電部門と営業部門の情報遮断を保ち、更に公平性を保つという見地から、接続供給約款や他約款と同様に部分供給・常時バックアップ供給に関する約款を整備し、行政に届け出ることを義務づけることが望ましいと考えます。【伊藤忠商事（株）機械カンパニービジネス機能統合部 油屋 真一】 <卸である常時バックアップと小売の整合性は必ずしもとれないのではないかと。> 常時バックアップについて小売料金と整合性があるものを求めています。基本的な考え方として、常時バックアップは卸であり、卸と小売の整合性の意味次第ではありますが、必ずしも両者の水準の整合性はとれないのではないのでしょうか。電気のコストは時間毎に異なります。時間の要素が大きいと言われていますが、そうだとすれば、卸売りは小売分を束ねたものですから、電気を使用する時間が様々な複数の需要を束ねて供給する場合のコストは、個々の需要に対応して電気を供給する場合のコストを合計したものとは異なっているはずです。より少ない供給力をもってより多くの需要に供給を行うことにより、より安い料金を実現することは、まさに事業者同士の競争分野であるはずですから、卸の料金と小売の料金の整合を求めることは、実態にそぐわないと思います。同様に、部分供給の場合についても、ひとつの利用形態を複数に分割することになるので、当然、そのコスト評価は変わりうるのではないのでしょうか。【日本エネルギー法研究員 小林 雅紫】 <バックアップの料金・態様につき過剰な行政的関与を行うことは、新規参入者による投資、電力卸売市場の涵養を阻害する可能性があるため、バックアップ料金の正当性判断に係る記述をより明確にすべきである。> 電力卸売市場が未整備であり、かつ、既存電力会社がバックアップ（事故時、「しわとり」等規制対象となるものを除く）の供給の殆どを独占している状態を前提として、バックアップ供給の料金、態様につき過剰な行政的関与を行うことは、自由化市場への新規参入の阻害要因を除去するという側面を有する一方、新規参入者によるバックアップ供給余力に対する投資、電力卸売市場の涵養を阻害する可能性を有していると考えられる。従って、特にバックアップ供給料金の「正当性」判断においては、このような観点を加味しつつ、「指針」に示される以上の明確性が必要となるのではないかと。 例）（２）新規参入者への卸売 イ における「不当に高い料金を設定する行為」「不当な料金を設定する行為」については、何が「不当」であるのかについて明確な基準の明示等が必要であると考えられる。【美和 卓】	本項は、現行指針において既に記述している。（なお、常時バックアップ料金を小売料金と比較する点については下記 21 頁参照。） 本項は、常時バックアップに係る新規参入者等からの指摘を踏まえ、予見可能性を高めるため、独占禁止法上違法となるおそれがある行為について可能な限り具体的に明らかにしたものである。 趣旨を明確化する観点から、一部修文した。
14	2(2) イ	電力の卸売市場が未整備であり、既存の電力会社が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の電力会社の供給区域を越え	<常時バックアップに関する指針の記述は、電力会社の経営自由度を過度に制限するものである。> 常時バックアップは事業者間競争の源泉たる電源に係る取引であり、電気事業法上の規制はなく、通常の商取引と同様、相対契約により自由に取引できるものである。かかる中、指針において常時バックアップの制度が取り上げられているのは、新規参入者を育成する	本項は、新規参入者に対する常時バックアップ供給の拒否等の行為が独占禁止法に違反するおそれがある旨指摘したものであり、常時バックアップに関し電力会社について新たな義務付けを行うことを目的とす

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		て競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を電力会社以外に見出すことが困難であることから、常時バックアップを既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある。 このような状況において、電力会社に供給余力が十分にあり、他の電力会社との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。 ○ 新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。 ○ 同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。 （注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。 ○ 複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにするこ	との観点から、参入当初において自らの供給力が不足する時間帯等の電力について、止むを得ず電力会社にバックアップを要請するケースを想定しているものと理解している。したがって、取引量や期間については、新規参入者の電源確保状況に応じた交渉余地があるべきであり、無条件に供給義務があるとも読める記述は、電力会社の経営の自由度を過度に制限するものではないかと考える。【四国電力（株）（営業部計画グループ） 楠瀬 善之】 <常時バックアップは区域の電力会社について問題となるものであることを明確にすべきである。> （１） 現行の「適正な電力取引についての指針」（以下、「現行指針」といいます。）および補足・充実原案は、「電気事業制度改革によって、区域の電力会社と新規参入者……との間で、自由化対象の需要家への供給を巡って競争が生じること（第一部１（１）」、「既存の電力会社が各供給区域内において１００％近い市場シェアを有すること」（同（２）」、および電力会社が「独占的に保有しているネットワーク部門を……持つ」こと（同）を前提としています。 したがいまして、常時バックアップは、独占禁止法上、区域の電力会社について問題となるものであることを明確にすべきであると考えます。【東北電力（株）企画部課長 八代 浩久】 <「電力会社」、「新規参入者」、「電力市場」、「競争」等について具体的かつ明確に定義すべきである。> 現行指針および補足・充実原案の前提となる「電力会社」、「新規参入者」、「電力市場」、「競争」等については、第一部１に記載されていますが、誤解のないように、具体的かつ明確に定義する必要があると考えます。【東北電力（株）企画部課長 八代浩久】 <卸供給である常時バックアップの料金と小売供給の料金を比較することは適当ではないのではないか。> 指針案では、常時バックアップについて「同様の需要形態を有する小売料金に比べて高い料金を設定すること」を独占禁止法上違法となるおそれがある、としておりますが、常時バックアップが卸供給であり、小売供給とは性質が違うものである点を考慮すれば、その料金の妥当性を単純に小売料金と比較して断じることが適当でないのではないのでしょうか。【（株）サンキデン顧問 渡辺 和利】 <３つ目の○について、常時バックアップを分割して契約すると、電力量の仕訳をはじめとした契約管理上の問題が発生するため、適切ではないのではないかと。また、契約の単位をどうするかは新規参入の阻害要因となるとは思えない。> 指針案では、「複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること」が独占禁止法上違法となるおそれがある、としている。しかしながら、常時バックアップを分割して契約すると、電力量の仕訳をはじめとした契約管理	るものではない。 現行指針においても「電力会社」は供給区域の電力会社を指すものとして用いており、文章上明確である。 これらの用語は現行指針においても用いており、特に定義をする必要はない。 常時バックアップの料金を小売料金と比べて高く設定することは、常時バックアップ方式により参入しようとする事業者に対し電力会社との競争を不利にするものである以上、公正な競争を阻害するおそれがあるか否かの判断にあたっては、小売料金と比較するのは当然である。 「九州電力株式会社による独占禁止法違反被疑事件の処理について」（平成１４年３月公表）にも示しているとおり、常時バックアップの契約の単位により新規参入者の参入を阻害するおそれがあるためである。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		と。 ○ 複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、電力会社が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。	上の問題が発生するため、適切でないのではないかと。また、そもそも、契約の単位をどうするかは、新規参入の阻害要因とはなるとは思われず、独占禁止法上の問題として取り上げること自体が不適切と考える。【虎門中央法律事務所 弁護士 正田 賢司】 ＜４つ目の○については、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと自体が独占禁止法上問題と受け止められるため、削除すべきである。＞ （２） また、複数の常時バックアップ供給を一本化することは、精算金を課される可能性もありますが、契約をまとめることによるメリットもあり、このようなメリットとデメリットの中から、新規参入者が一本化するか別建てとするかを選択できることが独占禁止法上必要であると考えます。３つめの○および４つめの○は、このことを指していると考えます。さらに、４つめの○については、「期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと」自体が独占禁止法上問題であるように受け止められます。これらを踏まえますと、４つめの○を削除すべきであると考えます。【東北電力（株）企画部課長 八代 浩久】 ＜「正当な理由なく」を常時バックアップ供給の拒否についても記述すべきである。＞ 新規参入者が電力小売競争をするために、常時バックアップによる供給力調達が不可欠であり、その供給者が電力会社しかいない、という前提で記述されている。ここで想定される違反類型が取引拒絶であることから考えると、電力会社が新規参入者に常時バックアップ供給を拒否した場合に違法となるのは、正当化理由が無い場合だから、「正当な理由なく供給拒否または供給量制限をする場合は独禁法違反となるおそれあり」とガイドラインに記載すべきである。 また、供給拒否及び供給量制限の正当化理由としては、一般的には技術的、物理的に不可能な場合がまず考えられるが、それに加えて、電力会社が自己の営業が全くできないほどの供給量を求められた場合、電力会社の収支に悪影響が生じる場合、あるいは契約違反を繰り返す事業者が申込みをしてきた場合等も考えられるのではないかと。 なぜなら、通常の商取引であれば競争者の協力を得て競争することなどあり得ないのであり、常時バックアップという取引形態は極めて特殊なものと考えられるからである。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	本項は、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、電力会社が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課す行為について独占禁止法上違法となるおそれがある旨指摘したものであり、御指摘のように受け止められるおそれはない。 現在電力会社間で電力融通が行われている状況を踏まえれば、常時バックアップ供給の拒否について正当な理由は想定できない。
15, 16	2(3)イ	電力会社が、営業活動の中で不当な情報（例えば、新規参入者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害）。	＜規制分野においても、電力会社が拒絶理由の根拠を示すことなく協議を拒絶しないよう徹底すべきである。＞ 電力会社が営業活動の中で不当な情報提供により、需要家の新規参入者との取引を妨害することについてコメントがあります。私共は現状規制部門ではありますが、以前より電力会社に対し提案を行い料金改定や新規選択約款の創設をお願いして参りました。しかしながら、技術的に可能である場合でも根拠を示さずに技術的に不可能であるとして検討頂けない事例がありました。規制分野におきましても、電力会社が不当な理由により協議を拒絶されないよう徹底して頂きたいと存じます。【全日食チェーン】	今後の参考とする。

託送分野における適正な電力取引の在り方

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
17 , 18	2(1) ア	電力会社が設定する託送料金については、合理的なコストに基づき、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、利用形態に応じて電力会社と新規参入者が同一のコストを負担する場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。 また、透明性の確保の観点から、電力会社は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送料金負担について、新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討している需要家からの問い合わせがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対して電力会社の送電部門が対応する場合には、営業部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。 （注）なお、電気事業法上非規制となっている自己託送についても、同じネットワークの利用であることから、電力会社が自主的に、自己託送の条件を小売託送の条件と比較して整合性のとれたものとするのが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。 現行指針に既に記述。	<託送制度に関し電力会社に対するあまりに厳格なイコール・フットイングを求めると、送発電一体のメリットの一つである範囲の経済性を損なうおそれがある。> 送発電一体の原則を維持すべく設けられた託送制度において、電力会社に対してあまりに厳格なイコール・フットイングを要求することは、送発電一体を維持するメリットの一つである「範囲の経済性」を損なうおそれがある。また、電力会社の送電部門とその他の部門との間で「範囲の経済」が発揮されることを阻害するような規制については、電力安定供給のため送発電の一体性を維持することとしている電力自由化の在り方そのものの合理性を自己否定しかねない側面を有すると考えられる。 例） 1（1）考え方において「公正かつ有効な競争の観点からは、電力会社自身の内部取引と同一の条件の下に、新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠である」との原則の下に2（1）ア（注）、2（2）アのうち2つめの○、等、「望ましい行為」の類型が明示されているが、上のような考え方に立った場合、必ずしも合理的と認められない可能性がある。【美和 卓】	例示された箇所は、現行指針において既に記述されている。なお、御意見が今後の電気事業制度改革に関する御意見であれば、本件意見募集とは直接関連はないが、今後の参考とする。
18	2(1) イ	託送料金が合理的なコストに基づき設定されていない場合や、新規参入者の託送料金の負担が、電力会社が利用した場合の負担に比べて不当な格差があると認められる場	<託送料金について内外価格差を是正すべきである。> 現行の託送料金は海外と比較して依然割高である。 内外格差の是正努力を求めるような、指導監視の仕組み作りをお願いしたい。【日本化学繊維協会動力専門委員会】	本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		合には、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。		
18	2(1) イ	電力会社が、例えば、託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送に必要となる機材を用意せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為や、情報の開示や手続について新規参入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うことは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。	<「託送に必要となる機材を用意せず」について、「不当に」の要件を記述すべきである。> 電力会社から PPS への離脱件数が予想を上回る際、やむを得ず託送手続の遅延が生じる恐れがあるが、これを生じさせないために必要十分な計量器等の機材を準備しなければならないとした場合、電力会社に余計なコスト負担を強いることになるため、指針の表現を「『不当に』託送に必要となる機材を用意せず」と改めるべきである。【沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲】	新規参入者から託送の申込みがあるにもかかわらず、電力会社が「託送に必要となる機材を用意せず託送手続を遅延させる」行為は、公正な競争を阻害するおそれがある行為であり、「不当に」の文言を記述する必要はないが、御意見を踏まえ、趣旨を明確化する観点から一部修文した。
18 , 19	2(1) イ	電力会社が、新規参入者からの連系線や周波数変換設備の利用の申請に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限することは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。	<地域をまたいだチェーンが一括して電力の集中購買を行う場合に連系線の利用を制限されることがないように、柔軟な運営を徹底すべきである。> 電力会社が、新規参入者からの連系線や周波数変換設備の利用の申請に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限することは、独占禁止法上違法となるおそれがあるとあります。私共流通チェーンは、全国展開をしているチェーンが多く、また将来的にはチェーン内の企業が一括して本部で電気の契約を行う集中購買体制を構築すべく既に準備を進めております。現在の電力会社管轄地域をまたいだチェーンが一括して電力の集中購買を行う場合に連系線の利用を制限されることがないように、柔軟な運営の徹底をお願い申し上げます。【日本ボランタリーチェーン協会】 私共のチェーン店は全国展開しており、集中購買を行う場合も全国の需要をまとめて購入する形態と致したく考えております。その際に連系線や周波数変換所の利用等を理由に全国的な集中購買体制が拒否されないようにご留意頂きたい。【全日食チェーン】	本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。

電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
22 , 23	2(1) イ	全般	<一部電力会社は余剰となった設備を停止・廃棄しているとのことだが、競争促進・安定供給の観点から、余剰発電所を新規参入者に売却すべきであり、本ガイドラインでも言及すべきである。> 市場における競争を促進するためには、需要側のみならず電源側に関しても電力会社のシェアを低くする必要があり、現在市場を独占している電力会社が新たに電源を買い取るといった行為等、電力会社の独占状態を進行させるものは容認されるべきでないと考えます。 一部電力会社は余剰となった設備を停止・廃棄しているとのことですが、競争を促進する観点からも、安定供給という観点からも電力会社による発電設備の停止・廃棄行為に合理性はなく、小売用の電源が喉から手が出るほど欲しいと思っている新規参入者がいる以上、電力会社はこういった余剰発電所を売却すべきではないかと考えますので、本ガイドラインでも言及して頂きますよう、お願い申し上げます。【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】	本指針の独占禁止法関係箇所は、事業者の行為がどのような場合に独占禁止法上問題となるか等の考え方を分かりやすく示したものであり、新たに電力会社に対する義務付けを行うことを目的とするものではない。御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。
23	2(2)イ	経済融通に関して、共同して新たな参加希望者に対して参加を拒否すること、又は新規参入者にとって経済融通からの電力調達が事業活動上重要な地位を占める状況において、新規参入者の取引ルール策定作業への参加を正当な理由なく拒否することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（不当な取引制限、共同の取引拒絶、事業者団体における差別取扱い等）。	<新規参入者が経済融通のルール策定作業に対して参加を保証されるべきである。> 従来、経済融通制度は電力会社間のみでの取引であったため、新規参入者の立場からは現行制度は必ずしも満足できる制度とは言いがたい。そういった状況が是正され、公平な取引の実現のためには新規参入者を含めた取引ルールの策定は必須であり、23 ページに書かれているように、新規参入者のルール策定作業への参加は保証されるべきである。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行】 経済融通については、現在、新規参入者にもその参加が認められている。しかしながら、いくつかの制約条件があり、それが経済融通を使いにくくしている要因となっている。従って、指針案に記載されているとおり、新規参入者の取引ルール策定作業への参加を認めることが必要不可欠である。【大口自家発電施設者懇話会】 今回の原案では、経済融通に関して、「新規参入者の取引ルール策定作業への参加を正当な理由なく拒否すること」が独占禁止法上違法となるおそれがあると記述されていますが、弊社も参加者の一員として、取引ルール策定作業には是非とも参加させていただきたいと考えていますので、原案の内容に賛成します。【（株）エネット経営企画部長 白羽 真】	経済融通のルール策定作業への参加拒否については言及しているところであるが、御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

（意見提出なし）

自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
25 , 26		全般	< 自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方の追加を評価する。本指針案により、自家発電設備を巡る公正な競争環境の実現を期待する。 > 今回の原案において、「自家発の新增設に関する電力取引」に関する記述が新たに追加されたことについて高く評価したい。平成 12 年 3 月の小売部分自由化以前から自家発と電力会社の系統電力との間では競争が繰り広げられてきたが、それらをめぐる電力取引についてはこれまで個別協議に委ねられてきた。しかし、自家発導入における大半の場合は、並存する買電契約あるいは自家発補給契約などを通じて電力会社との取引が継続されることが多く、自家発を導入する需要家が公平な立場で電力会社との協議に臨むのは困難であったのが実状である。今回の原案への追記により、これらの協議がよりスムーズに運び、自家発をめぐる活発かつ公正な競争環境が実現されることを期待している。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行】 需要家の方々が自家発を導入するにあたりまして、大きな判断材料の一つとなるのが電力会社との交渉です。つまり、買電契約の更新、変更、系統連系の手続き、自家発補給契約の締結などの内容により、自家発導入に際しての需要家の事業性は大きく変化します。したがって、今回、「指針」の中に新たに「自家発導入に関する電力取引」についての記述が付け加えられたことは、望ましいことであると考えております。【日立造船（株）機械事業本部発電システム営業部】 章の「自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方」についてですが、自家発導入にあたっての電力会社との協議は避けられないものですから、こうした形で「適正な電力取引についての指針」に盛り込まれたことにつきましては、大変望ましいものと評価しております。とりわけ、自家発の新設時だけでなく、保有後における電力取引についても記述されていることは、長期間にわたり設備を運転するという自家発の特質を考えますと適切なものと考えます。 【（株）日本触媒 吉島 攻】 「公正かつ有効な競争の観点から、自家発電設備の新增設を促進することは重要である」とのコメントについては、結果として需要家の選択肢拡大にもつながることになりますので、こうした考え方を、今後はもっと幅広く取り扱っていただきたいと思います。【（株）中村屋 三沢 幸雄】 自家発の増設が電力会社の電力供給と競合関係にあることから、正当な理由なく取引引き条件を不利に設定することが独禁法上違法となる恐れがある事を明記した点を評価したい。実際、当社は以前、電力会社に自家発の増設を打診したが、その場合「<u>時間常別調整契約</u>」が解除されることを通達され断念した。【山陽特殊製鋼（株）設備・環境管理部】 「自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、電力会社が電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を不利に設定すること」を否定されている文面については、賛同するとともに、是非ともこのような事が実際に起こらないよう御願いたします。 【（株）中村屋 三沢 幸雄】 「自家発の新增設をしないことを条件に料金を割引くこと」が記述されていることを大変高く評価いたします。需要家の立場に立てば確かに電力料金が安ければそれに越した	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			ことはないのですが、メーカーの立場からは公平な競争の下で敗れたのならばともかく、歪められた競争条件のために本来選ばれるべきものが選ばれないのであればやりきれない気持ちになります。「自家発電を増設する需要家に対する不当な取引条件」と同様に適正な運用が行われることを期待しております。【日立造船（株）機械事業本部発電システム営業部】 すでに時間帯別調整契約を結んでいる需要家において自家発電設備を増設あるいは新設することは、電力会社にとっても負荷平準化により過大な設備投資を抑えることができ、発電コストの削減に繋がります。そして、こうした需要家が自家発電設備を増設あるいは新設しても、夜間の買電比率さえ低下しなければ、ピークカット効果は依然としてあるので、当然、時間帯別調整契約は継続されるべきだと考えます。したがって、本指針に記載されている、「自家発電設備の新設・増設後もこうした契約を継続し、需要家の選択肢を奪うことのないようにする」という内容に賛成するとともに、これにより公正な競争環境が整備されることを期待します。【東京ガス（株） 富田 鏡二】 本指針にある「自家発電設備の新増設等を促進することは重要である」との考えに賛同するとともに、自家発電設備を増設しようとする需要家が、幅広い選択肢の中で最適なシステム運用をできることが望まれます。需給調整契約である「時間帯別調整契約」を締結している需要家においては、夜間時間帯電力の比率が高く、この契約の目的でもある電力会社の電力設備の効率的運用と設備形成の効率化に寄与しています。これらの需要家において、自家発電設備を日々運転し昼間電力のコストダウンを図る計画をしても、この昼間電力の削減は、電力会社の必要としない負荷移行としてこの契約の適用外とみなされ、他の契約への移行を促がされることがあり、当初の導入計画通りとならない場合があります。しかしながら、自家発電設備の導入においても電力のピークカット効果はあり、トータルの電力負荷平準に寄与することができ、電力供給設備の効率的運用につながるものと考えます。今後とも、本指針が充実され、自家発電設備の新増設の促進のため、公正な競争が進展することを期待します。【東邦ガス（株） 横井 隆幸】 産業界における自家発電の特徴として、多くの場合に単なる発電としてでなく、生産工程への熱供給を行っていること、生産工程から生じる副生エネルギーを活用する等で、高いエネルギー効率を達成していることがある。このような自家発電の新増設を促進することは地球環境保護の観点からも有意義なことであり、今回新たに本指針に採り上げたことは適切であると評価する。【大口自家発電施設者懇話会】 今回の補足・充実原案については、「特定規模電気事業」のみならず「自家発電消費」の観点より P25 に新章が追加されております。「最終ユーザーの選択肢拡大」が制度改革の最終目的である事を踏まえると、これは当然の事と考えます。それは、我々ユーザーにとって自家発電設備は、エネルギー調達のみならず昨今問題となっている地球温暖化防止に向けた省エネルギー施策の有効な手段でもあるからです。本章内にある「公正且つ有効な競争の観点から、自家発電設備の新増設を促進する事は重要である」という認識はユーザーの選択肢拡大にも繋がり、大変重要であると考えております。【凸版印刷（株）情報・出版事業本部】	
25 ,		全般	<自家発電設備の効率的な運用のために高圧、低圧でつながっている自家発電設備を用い	現行制度は、系統管理者が系統利用者の

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
26			た特定規模電気事業が可能となるよう、ガイドラインにて言及すべきである。＞ 現在電力会社は接続供給約款の契約の要件におきまして、「受電地点における受電電圧および供給地点における供給電圧が特別高圧であること」を条件としており、高圧、低圧でつながっている自家発電設備を用いた特定規模電気事業を不可能にしております。しかしながら、現行制度は小売の自由化対象は特別高圧受電の需要家と限定しているものの、電源に関しては特に規定がなく、家庭用の太陽光発電によって発電された電気が電力会社に供給可能である状況を鑑みると、高圧、低圧でつながっている発電設備からの電気の供給に関して技術的問題はないものと考えます。 支払電気料金を少しでも下げようとの努力から、最近まで自家発電を導入するスーパーマーケットが少なくありませんでした。しかし、昨今の電力会社の料金改定により料金が下がったため、導入した自家発電をまわすことが必ずしも安価な電気を生むというわけではなく、ベースロードではとてもペイしないという状況におかれているところも少なくありません。こういった自家発電設備の効率的な運用のためにも高圧、低圧でつながっている電源を小売に用いることが可能となるようガイドラインにて言及して頂くことをお願い致します。【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】	発電サイドと需要サイドの双方を監視し、同時同量を担保する仕組み。現在、高圧以下の発電設備を系統管理者が直接監視するインフラ設備が十分でないため、接続供給約款において御指摘の整理となっており。本件は、本指針の内容に直接関係するものではないが、今後の参考とする。
25, 26		全般	＜需要家の自家発電設備の拡充は需給調整契約を前提としたもので、アンシラリー料金導入や需給調整契約の解除等運用条件面での制約強化は見直すべきである。＞ 鉄鋼業では従来より、製造工程で発生する副生ガスや排熱の最大活用を主たる目的とした自家発電設備を設置／拡充してきたが、これは電力負荷率改善や電力系統全体の安定化に資するべく設定された需給調整契約を前提としたものである。自由化の中で顕在化してきたアンシラリー料金の導入や自家発電設置時の需給調整契約解除など、運用条件面での制約強化は、本指針にも触れられた適正取引の観点のみならず、地球温暖化対策推進や、国際競争力確保の観点からも、見直されるべきと思われる。 95年の電事法改正以降、電力会社の自家発電に対する対応は、本文にあるとおり競合者としての対応に変質してきており、特に2000年の小売部分自由化以降、その変化は顕著になった。自家発電の安定運転や供給力不足分確保の観点から、系統との連系は不可避であるが、その際、実質的な選択肢は各供給地域の電力会社に限定されており、そのような状況下で適正な取引を保証するためにも、本指針は重要な意味を持つと考えられる。 【（社）日本鉄鋼連盟技術・環境部】	御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図る。
25, 26		全般	＜電力会社と自家発電事業者が競争状態にある一方、自家発電設備は環境影響等の点で問題があるため、自家発電設備の新增設等に関して電力会社に過度な規制を課すことは不適切である。＞ 本指針原案の．．として「自家発電設備を有する需要家の新增設に関する適正な電力取引の在り方」が新たに追加され、「1．考え方」に「公正かつ有効な競争の観点からは、自家発電設備の新增設等を促進することは重要であり、次の点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要となる。」とあります。この記述は、電力会社と自家発電との競争においては電力会社が圧倒的に優位であることを前提としているものですが、実態は電力会社と自家発電はきびしい競争状態にあるというのが私達の実感です。例えば、昨年10月15日に開催された第2回新電力供給システム技術検討会の資料中に、常用自家用発電設備（内燃力）	本項は、自家発電設備の新增設等に関して、自家発電設備を有する需要家等からの指摘を踏まえ、予見可能性を高めるため、独占禁止法上違法となるおそれのある行為について可能な限り具体的に明らかにしたものである。 趣旨を明確化する観点から、一部修文した。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			の出荷台数が平成9年の910台から平成12年には1,908台（うちディーゼルが約7割）と倍以上に増加していることが示されています。また、平成12年の出荷台数1,908台のうち、熱利用のない、いわゆるモノジェネは1,090台と約6割を占めております。上記データが示す通り、自家発電の設置台数は大きく伸びていますが、その内訳を見るとディーゼル発電設備やモノジェネが過半数を占めており、環境影響やエネルギーの有効利用という観点からは問題があると私達は考えております。当社を選択して下さっているお客さまは、当社の電源構成が水力をはじめ原子力など環境負荷の低いものとなっていることや、長期安定供給、供給信頼度の維持・向上に日夜努力していることも高く評価していただいているものと考えております。また、本指針原案には、独占禁止法上違法となる恐れがある例として「自家発電設備を新增設しないことを条件に電力を供給したり、電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと又は有利に設定すること」があげられています。当社は、料金メニューの充実に努めお客さまに提案している所ですが、こうした努力は多様化するお客さまのニーズ・電気のご使用形態にきめ細かくお応えしお客さまの選択肢を充実するとともに、負荷平準化の促進による電力供給設備の効率的使用を目的として行っているものであることをご理解いただきたいと思います。第6回電気事業分科会で示された「制度設計に当たっての基本的視点」に「先ず需要家利益の最大化の観点に立った検討が必要ではないか。」とあるように、電気事業制度改革の最大の目的はお客さま利益の増大にあると考えております。また、同基本的視点には「エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題との両立」も課題として挙げられています。電力会社と自家発電事業者が競争状態にある中で、電力会社のこうした課題解決につながる行為に対し、自家発電事業者に一方的に有利になるような規制を課すことは、需要家利益の最大化につながる恐れがあると考えます。私達は自家発電事業者をはじめ競争相手の方々と公平、公正、対等な競争を行っていく所存であります。【北陸電力（株）富山支店営業部 山下 義順】 自家発電は電力会社の電気と比較して既に競争力を有しており、指針において競争関係にある電力会社の行動を制限することは、自家発電事業者を不当に優遇するものであり納得できない。当該項目については削除すべきである。【沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲】 1) 自家用発電所の必要性は夫々の企業をして消費者にサービスする為に、企業コストを考慮した設備であるだろうと思う。 2) それらの設備は住民に迷惑を掛け地球環境を損ねてまで存在すべきではない。 3) その点も含めて自由化を進めるべきであり、それらに対するガイドラインも当然必要である。その点の配慮のないガイドラインは国民・住民から指弾を受ける事になるであろう事を憂慮するものである。 { 具体的例をあげれば大型ショッピングセンター等における自家用発電設備などでの大気汚染の問題、騒音振動などの問題等々、平穏安心して暮らせる環境に対する歯止めの無い侵害が憂慮されます。} 4) 自家用発電設備のコスト分に、設置された自家用発電設備が緊急時に一斉に電力会社の負荷となる場合を想定した時、電力会社の安定的供給に支障がでないようなコスト負担がある事が必要である。 5) でないとエンロンのような状態になってしまい、受電者・一般需要家・末端家庭に対	

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			する供給責務が果たせなくなりはいないか。その責任は誰が持つのか。それらの事故時の責任を明確にしておく必要がある。 しかし今回の指針案を見ると「公正かつ有効な競争の観点からは、自家発電設備の新増設を促進する事が重要」と表現されています。一般の消費者や生活者の立場から競争の観点と言うだけで本当にこの様な設備を増やす事が重要なのか疑問のある所です。 公正且つ有効な競争さえあれば生活環境に問題が派生しても良いのだろうか。ビジネスを行うものだけの観点にたち環境悪化をもたらす恐れのある自家発電設備の導入促進を重要と言いきる指針案には問題があると思います。色々な角度から、更に当面の喫緊の環境問題さらに次の世代のことも考えてもっと幅広く検討すべきではないでしょうか。【竹本 行雄】 競争活性化の観点から自家発の推進が書かれていますが、近年著しく増加している分散型電源はモノジェネが多く、環境規制逃れのものが多いという問題があります。このような電源は、CO2の増加という点でもマイナスと考えられます。 政府の政策としては、競争促進という一面に偏ることなく、環境面も含めた総合的な調整をとる必要があるのではないのでしょうか。【日本エネルギー法研究員 小林 雅紫】	
25 , 26		アンシラリーサービス	<自家発電設備を系統に接続し周波数維持を行うことは電力会社の義務と考えられ、アンシラリーサービス料金の徴収は不当であり、是正すべきである。また、アンシラリーサービスの料金徴収の是非については公式の場で議論すべきである。> 本指針のP25,26には「自家発電設備へのアンシラリーサービス」についての記載があります。 「自家発電設備へのアンシラリーサービス」とは、自家発電設備を電力会社との連係で運転する場合に、一方的に適用される契約で、電力会社が当該発電設備に対して、周波数維持に係わるサービスを行っているとの理由であると認識しています。ところで、周波数維持ですが、このサービスは電力会社が電力を供給するに当たり、品質の一部であると考えられますが、今までの供給においても、周波数維持は電力会社の義務であると考えられるため、このサービスでの料金の徴収は不等であると受け止めています。自家発電設備は、構内電力を全てまかなえるように設計されていないため、電力会社からも電力を購入できるよう系統へ接続せざるを得ない背景があり、周波数維持は、電力という品質を維持するためには必要不可欠なもので、改めて維持するというサービスとしては、需要者側の足もとを見た、一方的なサービス（押し売り）のように見受けられます。また、このサービスを行うものとして、料金を徴収するのであれば、周波数変動が発生した場合、自家発電設備に負荷変動が発生し、受電下限値にて吸収を行っていますが、この負荷変動が大きい場合には、受電下限値で吸収しきれずに、自家発電設備がシャットダウンする可能性もあります。この場合に、電力会社は何らかの保証を行うのでしょうか。このところの周波数変動は、たびたび起きていますが、その際に、発電機の急速切りが発生し、大きな負荷変動が起こるため、ガスタービンやボイラー等の運転が乱れることがあります。そのような状況ですから、電力会社側の設備投資のための、前倒しの料金徴収に見受けられます。つきましては、このようなサービスは、当然あるべきものなのか、新しいサービスなのかの是非を問うために、公式な場にて議論を行っていただき、「自家発電設備の導入」の、ユー	御意見を参考にしつつ、需要家の利益が阻害されることのないよう、本指針を踏まえ、独占禁止法の適正な運用を図る。 なお、アンシラリーサービスについて電気事業分科会等の公式の場で審議することの是非は本件意見募集とは直接関係ないと考えられるが、今後の参考とする。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			ザーの選択肢を奪うこと無いように、アンシラリーサービスの是正を行っていただきたい。【日本ブチル（株）小松孝二（ボイラー・タービン主任技術者）】 本指針のP25,26には、「自家発電設備へのアンシラリーサービス」についての記載があります。「自家発電設備のアンシラリーサービス」とは、自家発電設備を電力会社と系統連系して運用する際に適用される契約で、その主旨は電力会社がユーザー側の発電設備に対して周波数維持に係るサービスを行うものであります。契約対象は、特高にて系統連系される発電設備容量のうち、自家発電補給電力の契約分を差引いたものとされ、新規又は更新の設備について昨年より料金徴収される事になりました。「自家発電設備のアンシラリーサービス」の適用可否については、これまで審議会等の公式な場において論議されること無く電力会社にて一方的に設定したものと認識しています。自家発電設備を所有する者又は導入を検討しているユーザーにとって事実上電力会社との系統連系は必要不可欠であり、こうしたものがサービスと呼べるもので対価を支払うべきものなのか公式な場で議論していただきたいと考えております。【凸版印刷（株）情報・出版事業本部】 「自家発電設備へのアンシラリーサービス」は、電力会社から一方的に適用される契約で、新規またはリプレスの自家発電設備について料金が徴収されることになっています。この件については、公式な場で議論されることなく、電力会社が一方的に設定したものと認識しています。このことが、自家発電設備のリプレイスや新規導入時の投資効果計算上で、マイナスの要素となり、結果的に電力自由化に悪影響を与えています。よって、このアンシラリーサービスの料金徴収について、議論を十分に行っていただき是正していただくよう要望します。【東洋ガラス（株）千葉工場設備管理課長 嶺重 謙】 P25～26には、自家発のアンシラリーサービスについても、コメントが書かれています。コージェネレーションシステムは、我が国のエネルギー政策上、「広義の新エネルギー」として位置づけられているにもかかわらず、その普及を阻害するようなアンシラリーサービスのコスト負担については、特に疑問を感じています。また、これまで電力会社が需要家に負担させてこなかったコストを急に要求してきたことに対しても、以前から強い不満を抱いています。したがって、P26のコメントにあるとおり、こうしたことが一方的に設定されることのないよう、是非ともご配慮していただきたいと思います。【（株）中村屋三沢 幸雄】 「自家発電設備へのアンシラリーサービス」についての記載があります。「自家発電設備のアンシラリーサービス」の適用可否については、これまでの審議会やWG等公式な場にて、一度も議論されたことがありません。もともと、系統へ接続する行為により発生するものに、「サービス」としての対価を支払うべきなのか、また対価を支払うとしたらその料金レベルがどの程度なら適正なのか、是非とも分科会等公式な場で議論を行っていただきたいと思います。【東京ガス（株） 富田 鏡二】 当懇話会より先に電気事業分科会に提出した電力自由化制度見直し提言書で要望したところであるが、自家発自家消費電力に対してアンシラリーサービス料金を徴収することは止めて欲しい。欧米では、アンシラリーサービスの徴収対象は一般取引電力量に対してであり、日本のように自家発電設備の規模に応じた一律課金はしていない。欧米のように一般取引電力量に応じて支払うものとするを望む。【大口自家発電施設者懇話会】 指針に例示の通り、アンシラリーサービス、自家発電補給等の料金その他取引条件を一	

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
			方的に設定されることのないよう、厳格な指導をお願いしたい。アンシラリーサービスは電気需要家全体から徴収すべき性格のものであり、自家発自家消費だけから徴収することのないよう指導願いたい。自家発電補給については、受電電力にかかわらず最大単機設備容量を契約電力とするなどの一方的条件設定が行われないよう指導願いたい。【日本化学繊維協会動力専門委員会】	
25 , 26		アンシラリーサービス	<アンシラリーサービス料金は自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせるため設定したものではなく、指針で取り上げる必要性は乏しい。> アンシラリーサービスは、時々刻々の負荷変動に即応して電力会社が行っている周波数維持のためのサービスであるが、電力会社・新規参入者の発電所からの電気が自家発電設備からの電気ににかかわらず電力系統に連系している全ての需要家がこのサービスの提供を受けている。アンシラリーサービス料金は、このサービスに係る費用について、自家発電設備を電力系統に連系している需要家に対しても、電力会社や新規参入者から電気を購入している一般の需要家と同様のご負担をいただく観点から設定したものであるが、この料金を求めないとした場合、自家発電設備のさらなる普及拡大が予想される中、一般の需要家へのしわ寄せが大きくなり、公平性が確保できない。なお、料金の水準については、電力会社の電気料金や新規参入者が利用する接続料金に含まれるアンシラリーコストと同等となっており、合理的なものとなっている。このように、アンシラリーサービス料金は、自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせるために設定したものではないため、これに関して、敢えて指針で取り上げる必要性は乏しいと考える。【四国電力（株）（営業部計画グループ） 楠瀬 善之】 電力会社は、ネットワークに接続している自家発に対して安定的な運転を可能とするために必要なアンシラリーサービスの適正なコストを回収する必要があるが、指針原案では、電力会社が自家発の新增設を行う顧客からアンシラリーサービス料を徴収することを実質不可能であると受け止められる恐れがあり、当該項目については削除すべきである。【沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲】 指針案では、「従来、徴収していないにもかかわらず、新たに自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせること」が独禁法上違法となるおそれがある、としている。しかしながら、需要家が、自らの自家発電設備を、独立して使用することが可能であるにもかかわらず、あえて電力会社の系統に連系して使用する場合には、いわゆるアンシラリーサービスを享受しようとする意思を認めることができ、適正・平等なコスト負担の観点からは、こうした意思に基づき、現にアンシラリーサービスを享受することとなる需要家について、係るコストを負担させるのが適切ではないか。【虎門中央法律事務所 弁護士 正田 賢司】	本項は、アンシラリーサービスに関して自家発電設備を有する需要家等からの指摘を踏まえ、予見可能性を高めるため、独占禁止法上違法となるおそれのある行為を可能な限り具体的に明らかにしたものである。なお、公正競争阻害性の判断においては、結果としてアンシラリーサービス料金の徴収が自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせるかどうかが基準となる。
25	2	電力会社が自家発電設備の新增設等を不当に制限することは、電力会社の市場における地位を維持、強化するものであり、例えば、	<1つ目の○の事例のうち、料金の割引については自家発電設備を新增設しない顧客と新增設する顧客との間の需要形態の差を評価した割引が違法となるのはおかしいため、「不当に」の表現を加えるべきである。> 1つ目の設例において、自家発電設備を新增設しないことを条件に電力の供給等の料金	料金割引において、自家発電設備を新增設しないことを条件とすること自体に不当性があるため、「不当に」の文言を加える必要はない。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引等）。 ○ 自家発電設備を新增設しないことを条件に電力を供給したり、電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと又は有利に設定すること。 ○ 自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することにより自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせること。 ○ 従来、徴収していないにもかかわらず、新たに自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせること。	を割り引く行為が拘束条件付取引等に該当するとされている。しかし、電力会社の顧客が自家発電設備を設置した場合、通常、当該容量分だけ電力会社からの購入量が減少すると考えられるので、自家発電設備を新增設しない顧客と、新增設する顧客との間では需要形態に差が生じると考えられる。その点を評価した料金の割引が違法と評価されるのはおかしいのではないか。「不当に」という表現を加えるべきではないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】 < 事例から「正当な理由」という文言を削除すべきである。 > 25ページの2 や26ページの2 に「正当な理由なく」という文言が入っておりますが、この「正当な理由」とはどのような内容を指すのでしょうか。以前、アンシラリーサービス料金が導入された際も、需要家としては納得しにくい面もあったのですが、最終的には電力会社の一方的な通告の下に導入が決定されたということがございました。電力会社と需要家という立場の違いを考えますと、この「正当な理由なく」という文言を削除していただくことをご検討いただければ幸いです。【（株）日本触媒 吉島 攻】 < の3つ目の○の事例については、アンシラリーサービス料金の徴収自体が独占禁止法上問題となるおそれがあると受け止められるため、削除すべきである。 > アンシラリーサービスは、補足・充実原案が「自家発電設備の安定的運営の観点から自己の設備を電力会社のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供……など、既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある」としているとおりであり、アンシラリーサービス料金は、送電ネットワークを開放したことに伴って顕在化した費用を受益者から負担していただくものです。このようにアンシラリーサービスおよびそれに係る料金には合理性がありますが、補足・充実原案2 の3つめの○は、「従来、徴収していないにもかかわらず、……アンシラリーサービス……に係る料金を徴収する」ことが独占禁止法上問題となるおそれがあるように受け止められますので、3つめの○を削除すべきであると考えます。【東北電力（株）企画部課長 八代 浩久】	アンシラリーサービスに必要な費用が生じている場合に、それを回収するため料金を設定することは問題ないため、「正当な理由なく」を削除することは不適当である。 本項は、正当な理由なくアンシラリーサービス等に係る料金を徴収することを問題としており、アンシラリーサービスに必要な費用が生じている場合にそれを回収するため料金を設定することを問題とするものではない。
25 , 26	2	多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の電力会社から電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運用の観点から自己の設備を電力会社のネットワークと連系し、アンシラリーサービスや自家発電補給契約等のサービスの提供を受けるなど、既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある。	< 2つ目の○の事例について、自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を単に要請するだけでなく、要請を受諾するか否かを理由として電力供給等の条件を変更する行為が必要ではないか。 > 顧客が、電力会社から、電力、アンシラリーサービス又は自家発電補給電力の供給（以下「電力等の供給」）を受けていることをもって、当該顧客は電力会社の要請を断れないという前提を置いた上で、2つ目の設例において電力会社が自家発電設備の購入を要請するだけで違法となるおそれがあると記載されている。しかしながら、独禁法違反と評価されるためには、端に要請するだけでなく、要請を受諾するか否かのみを理由として（需要形態に関係なく）電力供給等の条件を変更する（あるいは変更を示唆する）行為が必要ではないか。それとも電力会社が電力等の供給を行うかどうかやその価格決定にあたり、自家	本項においては、自家発電補給契約等自家発電設備を有する需要家が電力会社に依存せざるを得ない状況にあり、当該需要家が電力会社の要請を受け入れざるを得ない蓋然性が高いことを前提としている。

頁	項目	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		このような状況においては、自家発電設備を有する需要家は、電力会社から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。 ○ アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。 ○ 自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。	発電設備を「設置するかどうか」ではなく「どこの業者の設備を設置するか」によって態度を変えているという商取引の実態を前提としているものなのか（自家発電設備という高額且つメンテナンスに手間がかかる商品について、顧客が電力会社の要請を断れないという商取引の実態があるのか）。本設例は、電力会社の営業活動を必要以上に拘束し、自家発電設備市場や、電力販売市場の競争を減少させるものではないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】 < 2つ目の○の事例について、顧客ニーズに基づき電力会社が自家発電事業者を紹介することが「要請」と解釈されるおそれがあるため削除すべきである。 > 顧客からのニーズに基づき、顧客サービスの一環として電力会社が自家発電事業者を紹介する行為について、指針原案における「要請」と解釈される恐れがあるため、当該項目については削除すべきである。【沖縄電力（株）お客さま本部営業部長 與那城 哲】	自家発電設備を有する需要家等の要請に基づき電力会社が自家発電事業者を紹介するにとどまる場合には「要請」には該当しないが、「紹介」を名目とした「要請」も少なくない。当該行為が要請に該当するかどうかは個別ケースにおける実態を踏まえ判断されるため、削除する必要はない。

<その他指針に関する意見>

意見の内容（抜粋）	考え方
2000年3月に特定規模需要範囲の自由化が行われ、少数ながら新規参入者の参入が実現した業務用については、需要家にとって確実な条件改善（料金引き下げ）効果が得られたと評価される。一方産業用については、業務用は下回るものの一定の料金引き下げ効果はあったが、特に自家発を有する産業用需要家にとっては、アンシラリー料金の導入や自家発設置時の需給調整契約解除など、運用条件面での制約強化が顕在化してきた。 総コストにしめるエネルギー比率の高い素材産業にとって、いかに安価な電力を調達できるかは熾烈な国際競争に打ち勝っていくための極めて重要な要素である。電力小売市場の自由化を、当初の企図通り、競争原理導入による全ての需要家の利益増進に帰結せしめ、日本の産業国際競争力復権を果たすためには、本指針の位置付けは極めて重要であり、実質的な市場独占の立場にある一般電気事業者が本指針の精神を尊重し、実運用に反映されることを望みたい。【（社）日本鉄鋼連盟技術・環境部】	本指針を踏まえ独占禁止法の適正な運用を図り、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進していく。
今回の指針の見直しにおいては、実際の紛争事例をもとに大幅な補足・充実が図られました。今後も想定しなかった事例が発生する可能性は十分にあることから、その都度柔軟に、かつ速やかに指針の補足・充実が図られることを要望します。【（株）エネット経営企画部長 白羽 真】	今後とも必要に応じ指針の補足・充実を図る。
部分自由化開始以降に大きくクローズアップされた紛争事例の一つとして、電力会社の一需要家に対する部分供給および新規参入者への常時バックアップがあります。今回、現行指針上に追加・変更を行い、公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為を明確に示すことにより、紛争の可能性は少なくなるものと考えられます。【伊藤忠商事（株）機械カンパニービジネス機能統合部 油屋 真一】	本指針を踏まえ独占禁止法の適正な運用を図り、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進していく。
1(3)では、「電力市場を競争的に機能させていくために…電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた電力取引についての指針を示すことが必要となる」とした上で、今回、指針の補足充実を図る趣旨について、1(6)では、「電力市場の現状は、新規事業者の参入や電気料金の低下が見られるなど一定の成果をあげているものの…活発な競争が生じているとは、必ずしも認められない状況にある」との判断を示し、さらに「制度改正を実行するまでの間において現行制度における適正な電力取引の在り方を…一層具体的なかつ明確に示すことが…重要である」としている。 しかし、このような前提に立って指針の明示、補足、充実を図ることには以下に示すような問題があると考ええる。 1)「一定の成果」にもかかわらず「活発な競争が生じていない」とする現状判断の根拠が不明確であること 2)「活発な競争が生じていない」ことを出発点としても、その原因が現行制度設計そのものに由来する問題であるのか、「指針」の充実によって克服しうる「運用上」の問題に過ぎないのか、についての分析が不十分であること。このような分析が不十分なまま、なお「指針の充実」によって競争状態の促進を図ることは、電力会社及び新規参入者において経営判断の歪みやマクロ的な資源配分の歪みをもたらす恐れを有するおそれがあること 3)「指針」の充実が目指す競争の活発化と、さらなる制度改正による競争の活発化のベクトル合わせが殆どなされていないこと【美和 卓】	電力市場の現状について、電力会社のシェアが各供給区域において、依然として100%近いことや電力調達入札等における供給区域外への電力会社の電力供給の実態を踏まえると活発な競争が起こっているとの判断に立つことは困難である。 なお、本件指針の補足・充実はいくまで現行制度を前提として、活発な競争が生じているとは必ずしも認められない電力市場の現状を踏まえ、電気事業分野における公正かつ自由な競争の促進を図るものである。
今回示された「適正な電力取引についての指針」（補足・充実原案）は、新規参入者保護を目的として電力会社の行動を過剰に規制しすぎている感が否めない。小売が部分自由化された現在、自由化対象となった需要家は、新規参入者の他、地元電力以外の電力会社や自家発もある中で、電力の調達先につき選択の自由を持っている。このような状況で、実際の調達にあたっては、できるだけ多くの調達先を比較して、交渉の中で少しでも有利な条件を提示する業者から購入したいと考えるのが普通である。この点で、電力会社の行動を過度に規制する余り、交渉の余地をなくしてしまうことを懸念している。例えば、自家発導入の引きかえとして安い料金を引き出そうとすることは、交渉の場では普通のことであると考えますが、今回の原案によると、そのようなことはできないことになってしまう。同様に、途中解約した場合の高い精算金を了解することと引きかえに、大きな割引を受けることもできなくなる。このように、今回の指針案は、電力会社の商売としての行動を規制するものが多く、電気の利用者である需要家のメリットを大きくすることを妨げているように思えてならない。自由化された市場においては、電力会社、新規参入者、需要家といった主体が自主性を発揮しつつメリット最大化を追求できる環境が望ましく、規制は最小限とすべきであり、そのような観点から、再度、この補足・充実原案の内容を精査すべきと思う。【川北電気工業（株）】	本指針の補足・充実は、電力会社と新規参入者等との間で活発な競争が生じているとは認められない状況にあることを踏まえ、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から行ったものである。 なお、本指針における独占禁止法関係箇所は事業者の予見可能性を高めるため、これまで行政当局に提起されてきた紛争事例等を踏まえ、事業者の行為がどのような場合に独占禁止法上問題となるか等の考え方を分かりやすく示したものである。
本指針案の主旨である「需要家利益の増進」という最終的な目的達成に向けた方針に対しては、今日の経済情勢等を踏まえれば必然的な流れであり賛同致します。しかしながら、本指針案の内容を注意深く読むと、例えば私の専攻分野である経営戦略論の視点から「電力市場」における「競争」という	本指針の補足・充実は、電力会社と新規参入者等との間で活発な競争が生じている

意見の内容（抜粋）	考え方
点に着目した場合、その「市場」や「競争」の定義が混同されている点が見られ、指針自体に問題点が存在している感が否めません。さらに、このような問題点が存在する指針に基づいて規制当局側が歪んだ競争市場を創り出せば、結果的には既存の電力会社における経営の柔軟性を失わせる事につながりかねないのではないかと考えます。これは、第一部 - 1 - (3) で述べている「このような指針を示すことにより、電力市場における参加者にとっては最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示される。」という主旨にも反する事になると考えます。また一方で、このように問題点が存在する指針の適用によって、各電力会社の競合相手にとっては、新規参入リスクを増大させる事にもつながりかねません。さらにその結果として、「現実の競争の発生」はおろか「競争環境の創出」や本指針の最終目的である「需要家利益の増進」を達成する事は、より一層困難になるのではないかと考えます。従って、本指針案をこのまま成立させた場合には、本来の目的を見失った競争市場を創り出すだけに終わり、かえって「電力市場」に混乱をもたらしかねないものと考えられ、それを避けるためにも、さらに慎重な議論を尽くした上で必要な修正を行い、全ての市場参加者にとって公正な指針としていく必要があるのではないかと考えます。 次に、具体的意見を述べさせていただきます。 本指針案での「電力市場」における「競合企業」は「電力会社」と「特定規模電気事業者」となりますが、さらに、本指針案では「電力会社」間の直接的な「競争」が生じていない点を問題視しています（第一部 - 1 - (6) の第 2 段落、第二部 - 1 - (2)、同 2 - (1) - イの第 2 段落、同 (2) - イ - の第 1 段落）。そしてその競争阻害要因の 1 つとして、第一部 - 1 - (2) - において、「電力会社同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること」が「電力市場の特徴」であるとして取り上げ、「電力市場を競争的に機能させていくための何らかの方策を講じることが必要」と指摘しています。確かに、電力会社同士が同調的な行動をとることは考えられなくはありませんが、それが果たして全ての場合において競争阻害要因となっているかと言えば、必ずしもそうとは言えないと考えます。例えば、「電力会社」各社による、2000 年の料金引き下げ実施や、本年 4 月以降の料金引き下げ実施または公表は、電力市場がコンテスト・マーケットに似た競争状態にあり、それを背景として「電力会社」各社が同調的な行動をとっている事からも伺えるように、同調的な行動がむしろ競争を誘発する事も十分考えられると言えます。さらに、こうした間接的な競争状態が電気料金の引き下げをもたらし、経済学で言う消費者余剰の増加という形で「需要家利益の増進」（第一部 - 1 - (1) の第 4 段落）に結びついていると考えられます。しかしながら、このような現状の評価は、第一部 - 1 - (6) の第 2 段落で「電気料金の低下が見られるなど一定の成果をあげている」という言及にとどまっており、逆に、「電力会社」間の直接的な「競争」が生じていないことのみを問題視しています。したがって、私は、ガイドラインの目的と手段を明確にすべきであると考えます。 次に、「特定規模電気事業者」の側として、この状態がどのような意味を持つのかを考えてみたいと思います。 そこで、「特定規模電気事業者」が「電力市場」に新規参入する際に考慮しなければならない重要なポイントは何かを考えてみます。 例えば、M. E. ポーターの戦略理論によれば、新規参入にあたって考慮すべき重要なポイントは「構造上の参入障壁」と「参入した既存業者の反撃」であると定義されています。さらに、「構造上の参入障壁を打ち破るコスト」は通常の投資額の中に含まれている当然必要なコスト、すなわち比較的低リスクの（あるいはボラティリティが低いと考えれば無リスクに近い）コストであるのに対し、「参入した既存業者の反撃」は余分なコストを要するものとされ、リスクを伴うものすなわち確率事象的なものであるとしています。 これを、「電力市場」の場合に当てはめてみると、次のようになると考えられます。 仮に、「特定規模電気事業者」が構造上の参入障壁を金銭的負担によって突破できたととしても、既存「電力会社」が競争の対抗手段として行う電気料金の引き下げは「特定規模電気事業者」にとってはリスクになるという事です。さらに、「電力会社」各社のコスト削減のアナウンスは、「特定規模電気事業者」サイドから見れば競争行動における脅威的な行動に映り、新規参入後の競合相手すなわち「電力会社」による反撃の可能性を予見させる事となります。こうした点が、第一部 - 1 - (6) にある「・・・当初期待されたように供給区域の電力会社と新規参入者（・・・中略・・・）との間で、活発な競争を生じているとは、必ずしも認められていない状況にある」要因の一つであると考えられます。つまり、前記した本指針案の状態は、「電力会社」と「特定規模電気事業者」のそれぞれが「競争行動」を合理的に行ってきた結果として生じているものであると考えられ、何も、どちらかのプレイヤーが意図的に競争を排除した結果ではないという事がわかります。 つまり、繰り返すようですが、これまでの「電力市場」は既存の「電力会社」同士の間でも既存の「電力会社」対「特定規模電気事業者」との間でも「競争状態」にあると言え、その下で電気の高品質は維持されたまま、顧客の負担する電気料金は着実に引き下げられており、かつ、この間の物価指数の動きがほぼ横ばいである事を考慮すれば、名目実質を問わず「需要家利益の増進」という目的は、その大小は別として達成されていると考えられます。 したがって、最初の概要の部分でも述べたように、本指針案は、政府の規制当局が競争上の一部のプレイヤーだけに非対称規制の網をかけ過度な負担	とは認められない状況にあることを踏まえ、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から行ったものである。 なお、本指針の独占禁止法関係箇所は事業者の予見可能性を高めるため、これまで行政当局に提起されてきた紛争事例等を踏まえ、事業者の行為がどのような場合に独占禁止法上問題となるか等の考え方を分かりやすく示したものである。

意見の内容（抜粋）	考え方
を強いることによって歪な競争市場を創り出そうとしているに過ぎないと言わざるを得ません。そして、その上で本指針案によって「競争を行う」事を最終目的とする事は、顧客にとっても、新たに不要なスイッチングコストの負担を強いる事にもつながり兼ねず、「需要家利益の増進」という目的から見た場合、決して適当な内容であるとは言えないと考えます。【慶応義塾大学大学院経営管理研究科修士課程 松本 広幸】	
独禁法違反の未然防止がガイドラインの目的であることを考えれば、事業者の予測可能性が高まるような記載にするべきである。したがって、行為類型を示して独禁法違反のおそれの有無を記載するのであれば、対象とする市場、競争減殺の有無、正当化理由の有無といった独禁法違反となるための要件を記載し、法律論として理解できるようにするべきである。「独禁法違反となるおそれ」という記載のみで、競争減殺、正当化理由の有無といった判断を含ませているのかもしれないが、ガイドラインを読む者は、例示された行為があれば独禁法違反事実があり、後は公取委の独禁法運用によって違反とすることが決められると受け止めるのではないか。ガイドラインが、対象となる市場、行為要件、公正競争阻害性、正当化理由の有無を記載しないことによって、事業者の予測可能性が損なわれ、独禁法が求める以上の効果を電力市場に及ぼしてしまうことになるのではないか。すなわち、市場参加者のうち、電力会社のみに必要な以上の萎縮効果を及ぼすことで、競争力に劣る新規参入者の営業を保護することになるなど、電力市場の競争が歪められてしまうことにならないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	本件指針の独占禁止法関係箇所は、事業者の行為が独占禁止法上違法となるかの予見可能性を高めるため、事例の記述において独占禁止法上違法となるための要件を可能な限り具体的に記述している。
ガイドラインでは、価格決定が独禁法違反となるおそれがある場合について、「不当に…高い」という記載と、「正当な理由なく…高い」という記載が混在しているが、考え方が異なるのか。価格決定については原則として事業者の自由であり、例外的に公正競争阻害性がある場合、すなわち「不当な」場合に違法と評価されると一般的（教科書的）には説明されているが、このガイドラインは使い分けをしている。その理由を説明するべきではないか。【神戸大学法学研究科 森 俊和】	不公正な取引方法（一般指定）で規定されている「不当に」及び「正当な理由なく」と同義である。すなわち、「不当に」は、公正競争阻害性についてケース・バイ・ケースで判断される行為に対して、「正当な理由なく」は、原則として公正な競争を阻害するおそれがある行為に対して用いている。
紛争処理を行うにあたりまして、行政当局の方々には紛争処理の迅速化と情報管理の徹底をお願いしたいと思います。これらの条件が整っていなければ、事業者が紛争処理を持ち込むことに逡巡してしまい、結果的に本指針が効力を発揮しないこととなってしまいます。【（株）日本触媒 吉島 攻】	今後の参考とする。
電力会社のネットワーク部門と他部門との情報の遮断が実施されていない事例が散見されている。行政機関により情報遮断の監査を実施することを望む。【大口自家発電施設者懇話会】	本指針の内容に関する意見ではないため、御意見を参考とさせていただくが、現状でも送電部門が他部門と物理的に隔絶されているかといった点や送電部門における情報管理規定の整備状況等については、通常の業務監査で確認を行っている。
当局におかれては、今後も指針に基づいて適正な取引が行なわれるよう厳格な監視をお願いしたい。また、指針に記されているように、個々の問題や紛争における実際の判断の積重ねが指針の内容を一層明確にしていくことから、今後の紛争事例等についての具体的判断や評価の結果を公表いただくよう希望する。【日本化学繊維協会動力専門委員会】	今後の参考とする。
指針に記されているように、電力会社は自由化分野について適切な標準メニューを設定・公表し、これに基づいた料金の適用を行うべきである。部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等の属性にかかわらず、すべての需要家が公平に扱われるような料金設定が望まれる。【日本化学繊維協会動力専門委員会】	本指針の独占禁止法関係箇所は特定の料金設定方法、料金水準等について事業者に義務付けを行う趣旨のものではないが、需要家の利益が阻害されることのないよう、本指針を踏まえ、独占禁止法の適正な運用を図る。
基本料金は電力会社のインフラ投資に対する費用との概念から、電力会社の投資分析をした結果、発電設備に約10万円/kW 送配電設備に5万円/kW が平均でした。一方、需要家が支払う基本料金は、1,950円/kW・月で年間23,400円/kW・年となり、投資利回りとしては実に15.6%にもなります。	本指針の独占禁止法関係箇所は特定の料金設定方法、料金水準等について事業者に

意見の内容（抜粋）	考え方
通常の日本の平均投資利回り 5%から 6%から考えても約 3 倍近くも高めの設定であり、この話を電力会社に申し上げますと、実は過去の基本料金の考え方は投資部分であったが、今はあらゆるものが入った複雑な計算だと、あいまいな返答でありました。このように公共料金において設定根拠があいまいな体系は即刻見直されるべきであり、2 部制料金の撤廃もしくは再検討をお願いいたします。【ユニー（株）開発本部 建設部】	義務付けを行う趣旨のものではないが、需要家の利益が阻害されることのないよう、本指針を踏まえ、独占禁止法の適正な運用を図る。
複数箇所にわたり電力会社が電気料金（新規参入者へのバックアップ含め）を不当に設定することは独占禁止法上違法となる旨記載されております。では、適正な電気料金とはいくらなのでしょう。また基本料金と従量料金の分配はどのようになされるべきなのでしょう。電力会社が公表しているメニューを拝見致しましても、同一電力会社内でも需要家の規模及びメニューごとに基本料金と従量料金は異なっておりますが、これがどういった理由により設定された料金であるのかという点につき、過去に明らかにされた経緯がないように思われます。 部分自由化されたとはいえ独占状態にある電力会社が、自由に料金設定をすることを可能としている現在のやり方には危険すら覚えるというのが本音でございます。市場の競争環境が完全に整備されていない今、電気料金の水準が電力会社によってコントロールされていることは、4 月の東京電力の料金改定時に新規参入者もあわせて値下をしなければならなかったという事実をみても明らかです。先日航空業界の新規参入者であるエア・ドゥ社が民事再生法の適用を申請されました。電力会社が自由に市場価格を決定している以上、電力市場においても第二のエア・ドゥ社が出現することは十分に予想されます。このような事態を回避するためにも、以下のことをお願い申し上げます。 1) 需給契約の基本料金と託送料金の基本料金を分離し、請求書にそれぞれ明記して頂くこと。 2) 適正な需給契約の基本料金と従量料金を算出し、公表して頂くこと。 3) 基本料金額を変動させる場合にはその理由を明確にさせ、公表して頂くこと。 4) 公表された電力会社の料金が適正な料金体系から逸脱する場合には独占禁止法上違法として頂くこと。【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】	本指針の独占禁止法関係箇所は特定の料金設定方法、料金水準等について事業者に義務付けを行う趣旨のものではないが、需要家の利益が阻害されることのないよう、本指針を踏まえ、独占禁止法の適正な運用を図る。
電力会社が自由化分野における標準メニューを公表し、需要家群の利用形態に応じた料金を適用することは望ましく、またこの標準メニューの内容が規制部門の料金体系と整合的であれば適切であるとのコメントがあります。しかしながら、実際に自由化部門の需要家が購入されている個別料金は標準メニューよりも良い条件であると認識しております。 つきましては標準メニューと規制部門料金の整合性を確認することのみならず、実際に自由化部門の需要家が適用されております個別料金のしわ寄せが規制部門の料金に及ばない様、確認する制度若しくは機関を設ける等、徹底して頂きたく存じます。【日本ボランティアチェーン協会】 規制分野の料金設定が自由部門と整合的であることが望ましく、規制料金が自由料金との整合性を著しく欠いて不公平である場合の紛争は紛争処理プロセスに則って処理するとあります。しかしながら、自由部門と規制部門における料金が整合的であるか否か、需要家は判断材料に欠けております。我々、規制部門の需要家が自由部門の需要家に対して不公平感を抱かない様、徹底していただきたい。このままでは著しく不公平である感を抱いていても紛争を起こす材料がなく、断念せざるを得ない状況であります。【中小商店電気料金対策委員会】	電気料金の規制の在り方については本件意見募集とは直接関連がないと考えられるが、今後の参考とする。
電気料金は一般の需要家にとって非常にわかりにくく、自ら自己の電気料金を計算することはほぼ不可能であります。また、電力会社から請求書が届いた場合も、その料金が果たして正しいのか否かを確認する術を一般需要家は持っておりません。今回の指針におかれましては、適正なメニューの設定や選択肢の拡大についてのコメントがなされております。しかしながら、私ども中小商店と致しましては、電力会社が規制分野における独占的供給の地位を利用し、電力会社自身しか正確に算定することのできないメニューを需要家に押し付けること自体に疑問を持っております。規制分野の需要家に対しても複数のメニューが用意されており、何れを選択するかは需要家の自由であるものの、何れを選択するのがよいか計算をするのは電力会社であり、且つ実際に使用してみないと本当に選択したメニューが一番効率がよいかどうかかわからないという状態で、本当に需要家に選択肢を与えていると言えるのでしょうか。需要家にわかりやすく料金を提示する方法は、各需要家の電力を供給するのにかかった原価を提示し、電力会社の利益をどれだけ乗せた結果、需要家に請求する金額はいくら、と提示することではないかと存じます。例えばそれが無理だとしても、最低限、需要家にわかりやすく、且つ原価計算のはっきりした料金体系としていただきたくお願いいたします。【中小商店電気料金対策委員会】	今後の参考とする。

<電気事業制度見直しに関する意見>

電気事業制度見直しについては、本件意見募集と直接関係がないが、今後の参考とする。

意見の内容（抜粋）
<電力会社と新規参入者との間で公正・中立・透明な競争条件が実現できるような仕組み作りを目指した検討を期待する。> 今回「適正な電力取引についての指針（補足・充実原案）」で指摘されている諸問題は、現在の電気事業が規制分野を残したままで部分的な自由化を進めたことにより既存の電気事業者が電力取引分野において強い独占力を維持していることに起因するものと考えられる。 したがって、今後の電気事業のあり方に関する検討にあたっては、新規参入を促進するための合理的かつ抜本的な制度の見直しが必要と考えられる。制度の見直しにあたっては既存の電気事業者と新規参入者との間で公平・中立・透明な競争条件が実現できるような仕組み作りを目指した検討がなされることを期待する。【石油連盟企画部長 畑 伸夫】
<規制強化をやめ、適正な競争による自由化の成果還元が一部に極端に偏っている現状を実運用において訂正すべきである。> 今回の部分自由化の施行により素材産業（中でも特に電気料金コスト比率の高い電炉業界）にとっては産業用電力料金（需給調整契約を含む）の低下を強く期待したがほとんど成果が無く、むしろ未だに圧倒的な市場支配力を持つ電力会社が自家発電時の需給調整契約解除やアンシリリー料金の導入など、運用条件面での規制を逆に強化して来ている現状は危惧すべき状態である。素材産業を含めて日本の産業の国際競争力の回復という本来の電力自由化の目的と本指針の精神とを電力会社が充分尊重し、規制強化をやめ、むしろ適正な競争による自由化の成果還元が一部に極端に偏っている現状を実運用において訂正される事を強く望むものである。【山陽特殊製鋼（株）設備・環境管理部】
<電力会社の透明性の向上、送電ネットワークへの公平なアクセス保障、新規参入者の電源保有機会の増加を要望する。> 現在の電力市場は小売部分が一部自由化されたものの、発電部分での競争が十分に行われるだけの環境が整備されていないため、自由市場として不完全なたちであるといわざるを得ません。不完全な市場で自由化のみが進行することは非常に危険でありますので、電力市場を監視する規制機関の設立、そして発送配電の機能分離及び独立系統運用機関の設立、電力会社に対する IPP 等の長期契約解除並びに発電設備の売却命令をお願いしたいところでございます。少なくとも初期段階と致しまして、電力会社の料金の透明性を高めて頂き、系統運用サービスを含めた送電ネットワークへの公平なアクセスを保障して頂くと共に、新規参入者が電源を保有する機会を増やして頂きますようお願い申し上げます。【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】
<自由化対象範囲拡大においては、事業用の電力は全般に渡り同時に対象とすべきである。> 私共のチェーン全体が集中購買体制をとることが可能となるべく、2003年の自由化範囲拡大では事業用の電力は全般に亘り同時に自由化対象として頂きたく存じます。一部大型商店のみが自由化対象となり、その電気料金が2割、3割削減され、一方で自由化対象外となった中小規模店舗が3～5％程度の削減しか見込まれなかった場合、その電気料金削減比率の差がそのまま商品の原価の差に反映され、大型店舗と競争力に差ができてしまいます。電気事業が公正に行われているかどうかの管理に加え、電気事業により他の業種における公正な取引が損なわれることのないよう徹底していただきたい。【全日食チェーン】
<送電ネットワークは独占の残る分野であり、市場参加者全員が公平にサービスを受けられることを保障する必要がある。このため、電力会社への請求書への託送料金の明記、送電部門と他部門の情報遮断の徹底等を確保すべきである。> 本ガイドラインによりますと、電力会社自身の内部取引と同一の条件の下に新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠であるとされております。また、この公平性は託送料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において求められていると明記されておりますが、2年間の経験から申し上げますと、託送料金の公平性については、その確証を得ることができませんし、営業部門等他部門と送電部門の情報遮断が厳格に行われているとは思えません。また、連系線等の設備利用について公平性が担保されているとも思えません。 さらに、電力会社は送電ネットワーク業務の範疇にある系統運用サービスを完全に私有化しており、新規参入者に開放しておりません。具体的に申し上げますと電力会社の各発電所は需要家の需要電力量を一切把握しておられず、送電部門が変電所単位で需給バランスの変化を周波数と電圧の状態をみながら察知し、発電部門に給電指令を行うという方法をとっておられるとのこと。つまり、電力会社の発電部門は同社内の送電部門の行っている系統運用サービスの恩恵を被るかたちで同時同量を達成されているというわけです。新規参入者にとって、現行制度によって定められている30分同時同量という制度が非常に厳しい規定であることは、これまで分科会においても議論されているかと存じますが、競争相手である電力会社の発電部門に課せられていない条件を、新規参入者が課せられているという現状こそが不当なものであると考えます。 送電ネットワークは独占の残る分野であり、小売事業を行う者にとっては必要不可欠でありますので、市場参加者全員がこのサービスを公平に受けられることが保障されなければなりません。かかる状況を鑑み、以下のことをお願い申し上げます。 託送料金の公平性を保つため、電力会社の請求書において託送料金を明記して頂くこと。 送電部門と他部門（営業部門のみならず法務部等の管理部門も含める）の間の情報遮断を徹底して頂くこと。 送電部門が営業部門の動向を気にするあまり、ネットワークの安定性を保つという立場からの判断を下すことをためらわれたり、営業部門の意見に左右されたりすることがないように徹底して頂くこと。 連系線等の設備利用の公平性を徹底して頂くこと。

意見の内容（抜粋）
新規参入者にのみかかっている同時同量義務を通告値の厳守義務に変更頂き，系統運用サービスへのオープンアクセスを保障して頂くこと。（応分のコスト負担はすべきと考えます）【丸紅（株）ユーティリティ・インフラ部門長 関山 護】 <送電ネットワークの中立性の確保に向けて，電機事業分科会の場において，独立系統運用機関の設立を含め幅広く検討すべきである。> 送電ネットワークの中立性の確保については，電力会社と新規参入者が公平かつ公正な競争を行うための必要条件であると考えている。その実現のため，電力会社の垂直統合体制を前提とした現行制度下においては，当面の対応として，「問題となる行為」が原案に盛り込まれたことは評価している。ただし，これはあくまで現行制度下での過渡的な措置であると理解しており，中立性確保の方法については，電気事業分科会などの場において，独立系統運用機関の設立も含め幅広く検討すべきと考える。【大阪ガス（株）理事 岩井 博行】 <電力を市場から直接購入できる仕組みを創設すべきである。> 現在，市場からの電力調達，新規参入者経由かつ経済融通からのみとなっております。需要家自らが複数購買による調達先として，市場を活用できるよう，是非直接購入できる市場を創設いただきたいと存じます。【ユニー（株）開発本部 建設部】 <現行の接続供給約款等では区域外電力会社による小売託送を意識した記述が不足しており，電力会社の発電所から小売託送として送り出す電力や電力会社間連系点での電力仕分け／計量が出来ないために同時同量が出来ず，電力会社間競争が進展しない一因となっているのではないか。> 電気事業制度改革の趣旨は，区域の電力会社と新規参入者との間で，競争が生じ，電気事業全体の効率化が図られ，需要家の利益が増進されることと理解します。新規参入者には特定規模電気事業者だけでなく，区域外の一般電気事業者を含み，いわゆる電力会社間での競争を促進することも当初の目的と理解します。電力会社の地域独占性や既存ネットワークの構造上の制約により，電力間競争が直ぐに促進されるとは思いませんが，現行の接続供給約款等では区域外電力会社による小売託送を意識した記述が不足しているのではないかと考える次第です。つまり，電力会社の発電所から小売託送として送出す電力や電力会社間連系点での電力仕分け／計量が出来ないため，実際には同時同量が出来ず，電力会社間競争が進展しない一因となっていないかということです。区域外電力会社が小売託送する場合の同時同量義務条件が他新規参入者に課せられた条件と比べ，不公平な扱いにならないよう配慮して欲しいと考えます。【伊藤忠商事（株）機械カンパニービジネス機能統合部 油屋 真一】

（注）意見提出者名の標記については，代表取締役，委員長，会長等組織の代表者であることが明確な者からの意見については組織名のみを記載した。

現行指針からの追加・変更について

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

(1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為		類型
部分供給	(ア) 部分供給料金の不当設定	需要家等からの部分供給の要請に対して、従来のメニューに比べ、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定すること。
	事 例	- 電力会社が、全量供給の場合においては、あらかじめ公表している標準メニューを適用する代わりに、又はそれに加え、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用し、電力を供給している一方で、部分供給の場合においては当該部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。 - 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 - 電力会社からの電力供給に加えて、新規参入者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。
	(イ) 部分供給の拒否	需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶すること。 需要家等からの部分供給の要請を受けた電力会社が、当該需要家に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けることを強要すること。
	(ウ) 負荷追従を伴う部分供給の拒否	新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が、負荷追従を伴う部分供給を不当に拒否すること。
	事 例	- 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。 - 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が供給割合に応じた負荷追従しか行わないこと。

	(I)必要性を超えた事前通知の義務付け	電力会社の日々の発電計画作成の必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めること。
	事 例	○ 電力会社が発電計画を作成する観点及び系統運用上の観点から必要と認められる時刻より前に、新規参入者の供給予定量の事前通知を求めること。 ○ 電力会社が発電計画を作成する観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。 ○ 事前通知に係る事務を新規参入者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。
自家発補給契約の解除・不当な変更		電力会社が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する者（以下「特定自家発電設備保有者」という。）に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆すること。
事 例		○ 特定自家発電設備保有者に対して、自家発補給契約を打ち切ること。 ○ 特定自家発電設備保有者との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、電力会社からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。
需給調整契約の解除・不当な変更		電力会社が、新規参入者から電力の供給を受けようとし、又は新規参入者に対して電力を供給しようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆すること。
事 例		○ 需要家が電力会社以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ること示唆すること。 ○ 余剰電力の販売先を既存の電力会社から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ること示唆すること。 ○ 自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、電力会社から電力を購入していた場合を含む。）に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ること示唆すること。 ○ 増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家（従前、電力会社から電力を購入していた場合を含む。）に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ること示唆すること。

余剰電力購入契約の不当な変更等	電力会社が、新規参入者に卸売りしようとし、又は直接需要家に供給しようとする卸事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆すること。
不当な違約金・精算金の徴収	需要家が新規参入者から電力の供給を受けるため既存契約を解約する場合に、不当に高い違約金・精算金を徴収すること。
事 例	○ 負荷率別契約等の特別メニュー等の契約期間内において、新規参入者に契約を切り替える需要家に対して、解約までに享受した割引金額の返還を求める以外に不当に高い違約金・精算金を設定すること。 ○ 需要家との間で付随契約（例：週末の料金を安くする特約）を締結する際、主契約と異なる時期に電力会社が一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が新規参入者に契約を切り替える場合に精算金を支払わざるを得なくさせること。
物品購入・役務取引の停止	電力会社が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家（例えば、発電設備、送電設備等電気事業に不可欠なインフラ設備の販売事業者）に対して、新規参入者から電力の供給を受け、又は新規参入者に対して余剰電力を供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆すること。 新規参入者に影響力を有する者を通じて行う場合も同様。
需要家情報の利用	電力会社が、他の事業者の事業活動に必要な自らの顧客の情報を、当該顧客から情報の利用許諾を受けた他の事業者に対して営業部門に対する開示手続と同様の手続により開示しないこと。

(2) 新規参入者への卸売

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

行為		類型
事故時バックアップ	事故時バックアップメニューの複数化	新規参入者が自らの発電設備の実態に則して事故時の補給メニューを選択できるように事故時バックアップ契約の料金メニューが複数提示されることが、公正かつ有効な競争の観点からは望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為		類型
事故時バックアップ	事故時バックアップ契約に係る協議事項の一方的決定	接続供給約款の適用に当たって、事故時バックアップの契約キロワット等当事者間での協議に委ねられている事項について、電力会社が交渉に応じない、又は正当な理由がないにもかかわらず、一方的に協議事項を決めること。
3%超過分の供給	3%超過分の供給条件の不当な設定	電力会社が、3%超過分の供給を拒否し、又は不当に高い料金を設定すること。
常時バックアップ	常時バックアップ供給条件の不当な設定	電力会社に供給余力が十分にあり、他の電力会社との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定すること。
	事 例	○ 新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。 ○ 同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金を設定すること。 ○ 複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。 ○ 複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、電力会社が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。

(3) その他の行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

行為	類型
需要家情報の提供の申込に当たっての期間・手続について策定・公表	電力会社は新規参入者に対して需要家情報を提供する窓口を設け、需要家の許諾のもと利用可能な情報の項目、情報提供申込みに必要な書類、様式、回答に必要な期間等手続についてあらかじめ定め、公表しておくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

--	--

託送分野における適正な電力取引の在り方

(1) 託送料金についての公平性の確保

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為	類型
託送手続の不当遅延等	託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送に必要な機材を調達せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為や、情報の開示や手続について新規参入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うこと。
連系線等の設備利用の拒否	新規参入者からの連系線や周波数変換設備の利用の申請に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。

(2) ネットワーク運営（給電指令等）の中立性の確保

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為	類型
送電部門から営業部門への情報の流用	電力会社が、新規参入者との託送に関する業務を通じて得た当該新規参入者やその顧客に関する情報を、電力会社の営業部門や他の事業部門が事業活動に利用することにより、新規参入者の競争上の地位を不利にすること。

電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

(1) 火力電源からの調達

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為	類型
電力会社による発電設備の買取り	電力会社が、新規参入者と発電設備の売却交渉を行っている事業者に対して、不当に高い購入価格を提示したり、当該事業者に供給している電力の料金その他の取引条件を従来条件に比して有利に取り扱い、又は新規参入者に売却した場合には従来条件に比して不利な条件を設定し、若しくは設定することを示唆すること。
事 例	○ 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。 ○ 自己に売却することを条件に電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと。 ○ 新規参入者に売却した場合、自己の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来料金に比して高く設定すること。

(2) 経済融通（スポット取引）による調達

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為	類型
融通取引ルール策定作業への参加の拒否	経済融通に関して、共同して新たな参加希望者に対して参加を拒否すること、又は新規参入者にとって経済融通からの電力調達が事業活動上重要な地位を占める状況において、新規参入者の取引ルール策定作業への参加を正当な理由なく拒否すること。

自家発電設備を有する需要家の新增設に関する分野

2 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

行為	類型
自家発電設備の新增設の阻止等	電力会社が、自家発電設備を新增設しないことを条件に、電力を供給したり、電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと又は有利に設定すること。 電力会社が、自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆すること 従来、徴収していないにもかかわらず、新たに自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせること。
自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要	電力会社が、自家発電設備を有する需要家に対して、アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること、自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。

適正な電力取引についての指針

(原案の見え消し)

平成 1 4 年 7 月 2 5 日

公正取引委員会
経 済 産 業 省

目 次

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

- 1 考え方 4
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - (1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定 5
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
(適切な標準メニューの設定・公表)
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
 - 新規参入者への対抗
 - 特定の関係のある需要家への小売
部分供給
 - 戻り需要時の不当な高値の設定等
 - 自家発補給契約の解除・不当な変更
 - 不当な最終保障約款
 - 需給調整契約の解除・不当な変更
 - 余剰電力購入契約の不当な変更等
 - 不当な違約金・精算金の徴収
 - 物品購入・役務取引の停止
 - 需要家情報の利用
 - (2) 新規参入者への卸売 12
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 - 事故時バックアップ
 - 3 %以内「しわとり」バックアップ
 - 常時バックアップ
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
 - 事故時バックアップ

3 %以内「しわとり」バックアップ
3 %超過分の供給
常時バックアップ

(3) その他の行為 1 5

- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方 1 7

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 託送料金についての公平性の確保 1 7

- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
 - 託送料金の算定根拠
 - 託送手続の不当遅延等
 - 連系線等の設備利用の拒否

(2) ネットワーク運営（給電指令等）の中立性の確保 1 8

- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方 2 1

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 火力電源からの調達 2 1

- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
 - 卸供給における不当な料金設定
 - 卸売事業者（IPP など）に対する小売市場への参入制限
 - 卸売事業者（IPP など）に対する優越的な地位の濫用

電力会社による発電設備の買取り

(2) 経済融通（スポット取引）による調達 2 3

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方 2 4

2 適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為 2 4

ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方

1 考え方 2 5

2 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 2 5

自家発電設備の新增設の阻止等

自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

「適正な電力取引についての指針」

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成

1 指針の必要性

- (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。

一方、平成7年度において電気事業法が改正され、卸分野における参入規制が原則撤廃され、卸入札制度及び卸託送制度が創設された結果、卸分野における供給者間の競争が導入された。

さらに、平成11年5月の電気事業法改正により、小売分野における部分自由化が導入され、特別高圧需要家への供給については、参入規制が撤廃されるとともに、料金規制も原則廃止されたところである。

電気事業制度改革によって、区域の電力会社と新規参入者（電力会社に対して電気の卸売を行う事業者、自家発電設備の設置事業者、区域外の電力会社など）との間で、自由化対象の需要家への供給を巡って競争が生じ、電気事業全体の効率化が図られ、すべての需要家の利益が増進されることが期待されている。

- (2) このような小売分野における新規参入による競争の導入に当たっては、電力会社が保有している既に日本全国をカバーしている送電ネットワークについては、競争の基盤として、新規参入者に対しても電力会社自身と同一の条件により利用することが可能となるよう、その開放が不可欠となる。このため、改正電気事業法においては、電力会社が保有・運用するネットワークについて、公平かつ公正な利用を保障する託送制度が設けられている。

しかしながら、次のような電力市場の特徴から、託送制度のみを設ければ、現実に新規参入が起こり、電力市場が競争的に機能していくかどうかについて懸念が生じている。

改正電気事業法施行当初は、既存の電力会社が各供給区域内において100%近い市場シェアを有すること。

既存事業者が10社しかなく、電力会社同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること。

新規参入者は、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての電力会社の託送に依存して競争せざるを得ないことから、電力会社の適切な対応がなければ、不利な立場におかれること。

電力会社は大規模な発電設備等を持つことによって、新規参入者に比べて容易に同時同量の達成等が図れること。

- (3) このため、電力市場を競争的に機能させていくためには、何らかの方策を講じていくことが必要となる。この場合、電気事業法の事前規制で対応することも選択肢の一つとしては考えられる。しかしながら、経営の自主性が最大限発揮されることにより電気事業の効率化を図ることが今回の電気事業制度改革の基本的な理念であることから、電気事業法上、託送制度を設けたものの、自由化された市場における電力会社に対する規制は原則廃止したところである。一方、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することも選択肢の一つとして考えられるが、同法は基本的には競争制限的行為を排除するものであり、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。

したがって、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにすることにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を示すことが必要となる。

このような指針を示すことにより、電力市場における参加者にとっては、最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示される。電気事業法・独占禁止法違反に問われるという直接的な行政介入を未然に防止し、市場参加者が安心して経済取引を行えるような環境を整えることとなり、電気事業制度改革の理念である経営自主性の最大限の尊重・行政介入の最小化が図られることになる。

- (4) こうした趣旨にかんがみ、電気事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を作成することとした。

- (5) この指針の策定に当たっては、次の点を基本原則とした。

この指針が市場参加者に対するメッセージとしての意義を有することにかんがみ、具体的に想定される問題となり得る事例や具体的に表明された懸念に即して、適正な電力取引について具体的な指針を示していく。

電力取引において初めて市場競争が本格的に導入されることから、あらかじめすべての行為を予測することは困難であるため、制度改革初期の段階において想定される行為を念頭におく。なお、市場構造が動態的に変化していくことに伴い、本指針については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

- (6) 平成 11 年の改正電気事業法が施行されて約 2 年が経過したが、上記の懸念は解消されたとは言い難い状況にある。また、電力会社の一部の事業活動に関し、現行の

指針に示されていない行為や制度改正時に想定されなかった電力会社の行為について競争制限的であるとして新規参入者や需要家等から調査の申出等がなされている。

電力市場の現状は、新規事業者の参入や電気料金の低下が見られるなど一定の成果をあげているものの、各々の需要家をめぐる営業活動では当初期待されたように供給区域の電力会社と新規参入者（電力会社に対して電気の卸売を行う事業者、自家発電設備の設置事業者、区域外の電力会社など）との間で、活発な競争が生じているとは、必ずしも認められない状況にある。

このため、現在電気事業制度の在り方について更なる議論が行われているところであるが、これまで行政当局に提起されてきた紛争事例等を踏まえ、制度改正を実行するまでの間において現行制度における適正な電力取引の在り方を電力会社、新規参入者、需要家等の関係者に対して一層具体的かつ明確に示すことがその最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備するためには重要であるとの観点から、今般、公正取引委員会と経済産業省は、「適正な電力取引についての指針」の補足・充実を図ることとため、改定することとしたところである。

2 指針の構成

- (1) 指針は、自由化された小売分野、託送分野、電力会社の電気の調達分野、規制の残る小売分野、及び自家発電設備を有する需要家の新增設に関する分野の各分野ごとに区分した上で、原則として次のような内容のものとする。

ア 総論として、基本的な考え方を明示する。

イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。

- (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

- (1) 平成11年の電気事業制度改革においては、供給者を選択し得ると考えられる需要家(特別高圧需要家)の獲得をめぐって、既存の電力会社及び新規参入者の間で有効な競争が生じれば、効率的な電力供給が実現されるとの前提の下に、自由化対象需要家及び新規参入者に対する供給の条件について、原則、電力会社に電気事業法上の規制を課さないこととした(注)。

したがって、電力会社が、料金やサービス面で条件の合わない需要家及び新規参入者と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である。

(注)ただし、電力会社は、その区域の自由化対象需要家のうち誰からも供給を受けることができない需要家に対しては、例外的に、電気事業法上最終保障約款により供給を行う義務を負うこととされている。また、新規参入者に対する卸売のうち、参入に当たって不可避免的に発生するものであり、電力会社以外に行うことができないもの(具体的には、3%以内の同時同量未達分及び事故時のバックアップ)については、電気事業法上、託送約款(接続供給約款)により供給を行うこととされている。

- (2) しかしながら、ネットワークを保有・運用する電力会社がその供給区域内において100%近いシェアを有し、かつ、当該電力会社間の競争が活発に行われていない状況においては、自由化対象需要家であっても、多くは既存の電力会社に電力の供給を依存しなければならない。また、新規参入者においても、新規参入に当たって既存の電力会社が保有するネットワークを利用しなければならないほか、事故時バックアップ等を既存の電力会社から受ける必要があるなど電気事業分野において事業活動を行うに当たっては既存の電力会社に依存しなければならない。このような状況において、ネットワークを保有・運用する電力会社が新規参入者と取引しようとする自由化対象需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更したり、これを示唆したりする場合には、当該需要家は新規参入者との取引を断念せざるを得ず、また、新規参入者に対して、自己に比べて競争上不利にする条件を設定する場合には、新規参入者の事業活動を困難にするおそれが強い。このような電力会社の行為は、独占禁止法上又は電気事業法上問題があることから、以下に述べるような点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為(適切な標準メニューの設定・公表)

電力会社が、それぞれ個別に、自由化された小売分野において標準的な小売料金メニュー(以下「標準メニュー」という。)を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性(例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等)にかかわらず、すべての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、現行の供給約款・選択約款や自由化後の規制部門における供給約款・選択約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

なお、最終保障約款の届出料金についても、このような適正に設定された標準メニューに準拠して設定されている場合には、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

電力会社が、以下に掲げる行為を行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にし、市場(例えば、当該電力会社の供給区域等)における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、以下の行為により、正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

この判断に当たっては、電力会社が各供給区域内において100%近いシェアを有し、電力会社間の競争がほとんど行われていないこと、及び電力会社が自由化対象需要家に対して継続的に電気を供給していることを前提としていることに留意する必要がある。

(これらの点については、託送分野における適正な電力取引の在り方、電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方、規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方、自家発電設備を有する需要家の新增設に関する適正

な電力取引の在り方においても同じ。)

新規参入者への対抗

電力会社が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、著しく低い料金を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価、不当廉売等）。

ただし、標準メニューを離れた料金であっても、より細かく個別の需要家の利用形態を把握した上で、当該顧客への供給に要する費用を下回らない料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

（注）事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して料金を引き下げすることは、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広く見られるものであって、その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、電力会社がその供給区域において100%近い市場シェアを有する現状においては、こうした電力会社が、効率的な費用構造を有する新規参入者への対抗手段として、当該新規参入者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対し、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を維持しようとする行為は、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。

特定の関係のある需要家への小売

電力会社が、当該電力会社の子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、不当に低い料金を適用することにより、電力会社の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。

部分供給（注）

（注）部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」をいう。

（ア）部分供給料金の不当設定

需要家等からの部分供給の要請に対して、従来のメニューに比べ、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそ

れがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、排他条件付取引等）。

- 電力会社が、全量供給の場合においては、あらかじめ公表している標準メニュー（注）を適用する代わりに、又はそれに加え、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用し、電力を供給している一方で、部分供給の場合においては当該部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。

（注）自由化対象需要家と電力会社の契約形態等自由化分野の現状を踏まえると、電力会社が公表しているメニューが、標準的なものであるとは必ずしも認められない場合がある。

- 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。
- 電力会社からの電力供給に加えて、新規参入者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。

（イ）部分供給の拒否

需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ずないこととなり、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

また、需要家等からの部分供給の要請を受けた電力会社が、当該需要家に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。

（ウ）負荷追隨を伴う部分供給の拒否

~~電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追隨する）ことが必要であるが、~~電力会社が部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追隨する）ことが必要であり、新規参入者から供給を受ける需

要家に対して、電力会社が、負荷追従を伴う部分供給を不当に拒否することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

- 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。
- 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が供給割合に応じた負荷追従しか行わないこと。

（エ）必要性を超えた事前通知の要請

電力会社が負荷追従を伴う部分供給を行う場合に、電力会社が自らの供給区域における需給のマッチングを行うという現行の電気事業制度を前提とすると、計画的な発電を行うため、新規参入者の予定供給量の事前通知を求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。

しかしながら、接続供給約款上、新規参入者が電力会社の送電線を利用して小売する際に、実際に供給された量が事前通知された予定供給量を一定以上下回った場合、事故時バックアップの使用料金等が新規参入者に課せられることとなるので、電力会社の日々の発電計画作成の必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めることは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。

例えば、需要家に新規参入者の供給予定量について事前通知を求めることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

- 電力会社が発電計画を作成する観点及び系統運用上の観点から必要と認められる時刻より前に、新規参入者の供給予定量の事前通知を求めること。
- 電力会社が発電計画を作成する観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。
- 事前通知に係る事務を新規参入者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。

戻り需要（注）時の不当な高値の設定等

電力会社が、新規参入者から電力会社に供給先を変更しようとする需要家（いわゆる戻り需要）に対して、公表された標準メニューに比べて、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、新規参入者が他に取引先を容易に見い出すことが困難となることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、戻り需要に対して、交渉に応じず従来供給して

いた料金に比べて高い最終保障約款を適用すること、同様に、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

（注）一度新規参入者と契約した需要家が再び電力会社と電気の供給契約を求める場合の需要のことをいう。

自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、自家発補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから電力会社以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。

このような状況において、電力会社が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する需要家者（以下「特定自家発需要家電設備保有者」という。）に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。

- 特定自家発需要家電設備保有者に対して、自家発補給契約を打ち切ること。
- 特定自家発需要家電設備保有者との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、電力会社からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

不当な最終保障約款

電力会社が定める最終保障約款について、公表された標準メニューと比べて、不当に高いものである場合には、最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第19条の2）。

ただし、最終保障約款の適用を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応するため、電力会社が予備力を活用する状況にある場合には、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。

需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが電力会社と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発電設備を設置する需要家であるが、そのほとんどすべてが電力会社と需給調整契約を締結している状況にある。

（注） 需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに電力会社の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については安価に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。

電力会社が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、電力会社が、新規参入者から電力の供給を受けようとし、又は新規参入者に対して電力を供給しようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、取引妨害等）。

- 需要家が電力会社以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。
- 余剰電力の販売先を既存の電力会社から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。
- 自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、電力会社から電力を購入していた場合を含む。）に対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。
- 増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家（従前、電力会社から電力を購入していた場合を含む。）に

対して、電力会社から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

余剰電力購入契約の不当な変更等

電力会社に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸事業者」という。）は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能であり、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、電力会社が、新規参入者に卸売りしようとし、又は直接需要家に供給しようとする卸事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸事業者が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。

なお、電源を保有する事業者が、全量を電力会社に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が生じる場合には、電力会社が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。

不当な違約金・精算金の徴収

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、需要家が新規参入者から電力の供給を受けるため既存契約を解約する場合に、不当に高い違約金・精算金を徴収することにより需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせる場合があり、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引、排他条件付取引等）。

- 負荷率別契約等の特別メニュー等の契約期間内において、新規参入者に契約を切り替える需要家に対して、解約までに享受した割引金額の返還を求める以外に不当に高い違約金・精算金を設定すること。
- 需要家との間で付随契約（例：週末の料金を安くする特約）を締結する際、主契約と異なる時期に電力会社が一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が新規参入者に契約を切り替える場合に精算金を支払わざるを得なくさせること。

物品購入・役務取引の停止

電力会社が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家（例えば、発電設備、送電設備等電気事業に不可欠なインフラ設備の販売事業者）に対して、新規参入者から電力の供給を受け、又は新規参入者に対して余剰電力を供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

また、電力会社が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係にある事業者であって、新規参入者に影響力を有する者（例えば、新規参入者と資本関係を有する者、新規参入者と取引している金融機関等）に対して、物品の購入や役務の取引を打ち切り、又は購入数量を削減すること又は削減することを示唆することにより、新規参入者に影響力を有する者を通じて、新規参入者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。

需要家情報の利用

電力会社が、他の事業者がその事業活動に必要となる自らの顧客の情報を、当該顧客から情報の利用許諾を受けた他の事業者に対して営業部門に対する開示手続と同様の手続により開示しないことは、新規参入者等の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。

（２）新規参入者への卸売

電力会社による新規参入者への卸売については、事故時の卸売（事故時バックアップ）、３％以内の同時同量未達分の卸売（３％以内「しわとり」（注）バックアップ）、３％を超過する同時同量未達分の卸売、それ以外の継続的な卸売（常時バックアップ）がある。

このうち、及びについては、新規参入に当たって不可避免的に発生するものであり、電力会社以外にこうした卸売を行うことができないことから、電気事業法において託送に付随するものとして託送約款において定めることになっている。及びは電気事業法上規制されておらず自由料金となっている。

（注）「しわとり」とは、電力会社が、新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量の不足分を補うことをいう。

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

事故時バックアップ

事故時バックアップの料金については、取引に継続性があり供給形態としては小売供給に類似したものとなることから、小売における標準メニューと整合的な料金が設定される場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

また、事故時バックアップの料金は、「接続供給約款料金算定規則」（通商産業省令：平成１１年１２月３日施行）に基づいて算定されており、一定の合理性を有するものと考えられるが、単一のメニューしか提示されていない場合が多く、新規参入者は自らの発電設備の技術的特性や発電ノウハウ等にかかわらず、画一的なサービスの選択を求められることとなっている。新規参入者が自らの発電設備の実態に即して事故時の補給メニューを選択できるように事故時バックアップ契約の料金メニューが複数提示されることが、公正かつ有効な競争の観点からは望ましい。

３％以内「しわとり」バックアップ

３％以内「しわとり」バックアップの料金については、供給形態（常にある供給であり、微少な範囲で変動する供給）に応じて、合理的なコストに基づいて設定される場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

常時バックアップ

常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のものであると考えられることから、小売における標準メニューと整合的な料金が設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

事故時バックアップ

電力会社が、事故時バックアップの料金について、小売における標準メニューに比べて不当に高い料金を設定することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上変更命令が発動される（電気事業法第２４条の４）。

ただし、事故がいつ起こるかについては不確実であり、電力会社は予備力を活用せざるを得ないことから、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。

また、託送及びこれに附随して不可避免的に発生する事故時バックアップ等の料金その他の供給条件については、接続供給約款に規定し、当該約款を行政に届け出ることを義務付けており、新規参入者による接続供給約款の利用が著しく困難であるなど当該約款の内容が不適切な場合には、電気事業法の規定による変更命令が発動されることとされている。また、電力会社が正当な理由なく託送を拒んだ場合には、電気事業法の規定による託送命令が発動されることとされている。

しかしながら、事故時バックアップ等を受けることが新規参入者が新規参入するに当たり必要不可欠なものであり、かつ、事故時バックアップ等の提供主体が電力会社以外に見いだし得ない状況を踏まえると、例えば、以下の場合には、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

- 接続供給約款の適用に当たって、事故時バックアップの契約キロワット等当事者間での協議に委ねられている事項について、電力会社が交渉に応じない、又は正当な理由がないにもかかわらず、一方的に協議事項を決めること。

3 %以内「しわとり」バックアップ

電力会社が、3 %以内の「しわとり」バックアップの料金について、適切なコストに基づかず、不当に高い料金を設定することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。

3 %超過分の供給

新規参入者が事故により大口需要家への供給電力に不足を生じた場合においては、電力会社が、その不足を補うために事故時バックアップを行うこととされており、接続供給約款における記載事項となっている（電気事業法第24条の4）。

他方、事故以外の場合に、参入者が達成すべき同時同量の範囲（30分3 %以内の需要変動）を超えて、供給電力に不足を生じた場合やあらかじめ電力会社からの常時バックアップを前提としている場合については、電気事業法の規制はなく、その契約条件・料金の設定については、基本的に電力会社の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、常時及び臨時の需要に対応し得る電源の調達市場が未整備であり、十分な供給余力を保有する電力会社以外の事業者にとってバックアップ電力の供給が困難な状況の下、電力会社が、3 %超過分の供給を拒否し、又は不当に高い料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

常時バックアップ

電力の卸売市場が未整備であり、既存の電力会社が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の電力会社の供給区域を越えて競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を電力会社以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、電力会社に供給余力が十分にあり、他の電力会社との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

- 新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。
- 同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。

（注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

- 複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。
- 複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、電力会社が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。

（３）その他の行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需要家情報へのアクセスの公平性の観点から、電力会社は新規参入者に対して需要家情報を提供する窓口を設け、需要家の許諾のもと利用可能な情報の項目、情報提供申込みに必要な書類、様式、回答に必要な期間等手続についてあらかじめ定め、公表しておくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

電力会社が、営業活動の中で不当な情報（例えば、新規参入者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害）。

なお、電力系統の安定については、託送制度上、新規参入者は需要家に対する同時同量の供給を守る義務があり、同時同量の供給が守れない事業者は新規参入ができないこと、電力会社は、系統安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、新規参入者はそのためのコストを託送に付随するサービス（アンシラリーサービス）として負担することにより担保されている。

託送分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

- (1) 公正かつ有効な競争の観点からは、電力会社自身の内部取引と同一の条件の下に、新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠である。

具体的には、託送料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

(注) 改正電気事業法においては、電力会社に、託送及びこれに付随する不可避免的に発生するバックアップ (事故時及び 3 % 以内しわとり) の料金その他の供給条件について、託送約款を定め、行政に届け出ることを義務づけ、新規参入者による託送約款の利用が困難であるなど託送約款の内容が不適切な場合には、行政による変更命令が発動されることとされている。また、電力会社が正当な理由なく託送を拒んだ場合には、行政による託送命令が発動されることとされている。

- (2) この点については、電気事業法上の託送約款の届出・変更命令及び託送命令のスキームにより担保されるものであるが、行政による事後的な介入を回避するため、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

- (1) 託送料金についての公平性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電力会社が設定する託送料金については、合理的なコストに基づき、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、利用形態に応じて電力会社と新規参入者が同一のコストを負担する場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

また、透明性の確保の観点から、電力会社は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送料金負担について、新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討している需要家からの問い合わせがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対

して電力会社の送電部門が対応する場合には、営業部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。

(注) なお、電気事業法上非規制となっている自己託送についても、同じネットワークの利用であることから、電力会社が自主的に、自己託送の条件を小売託送の条件と比較して整合性のとれたものとするのが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送料金の算定根拠

託送料金が合理的なコストに基づき設定されていない場合や、新規参入者の託送料金の負担が、電力会社が利用した場合の負担に比べて不当な格差があると認められる場合には、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。

託送手続の不当遅延等

電力会社が、例えば、託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送に必要な機材を**用意調達**せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為や、情報の開示や手続について新規参入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うことは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

連系線等の設備利用の拒否

電力会社が、新規参入者からの連系線や周波数変換設備の利用の申請に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限することは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

(2) ネットワーク運営（給電指令等）の中立性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電力会社によるネットワークの運営についても、電力会社の公平かつ適切な対応

がなければ、公正かつ有効な競争が実現されない。

具体的には、系統安定、エネルギーセキュリティ確保・環境保全といった公益的課題については、電力会社の給電指令等により担保されることとなるが、こうした電力会社の給電指令等は、電力会社自身の電源と新規参入者の電源とを対等に扱うことを前提に行われる必要がある。

また、電力会社のネットワーク部門が得た情報を営業部門が入手することによって、電力会社が新規参入者に対して競争上有利な立場に立つことは、公正かつ有効な競争の観点から容認されるものではなく、電力会社は機能分離によって、ネットワーク部門と他部門との情報遮断を厳格に行うことが求められる。

こうした給電指令の中立性及び情報遮断のための措置については、一義的には電力会社の自主的な対応に委ね、問題が生じた場合に行政が事後的に介入することとされている。電力会社は、以下のような自主的な対応をとることを表明しているが、こうした対応が厳正に行われることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

- 給電指令の中立性については、電力会社は、自社電源と新規参入者の電源を対等に扱うことを明らかにするため、どのような手順で給電指令を行うかについての給電指令マニュアルをあらかじめ公表することとしているが、これに基づいて厳正に運用を行うこと。
- 情報遮断については、電力会社は、以下のような自主的な対応をとることを表明しているが、諸外国の措置等も参考にしつつ、これらを厳正に実施すること。
 - (ア) 託送に関連した新規参入者の情報提供窓口は営業部門ではなく送電部門とする。
 - (イ) 送電部門と他部門とは別フロアーにする等、物理的に隔絶する。
 - (ウ) 送電部門の従業員は、発電部門や営業部門の業務を行わない。
 - (エ) 送電部門と営業部門との人事交流に当たっては、両部門の情報遮断を確保する。
 - (オ) 送電部門に提供された情報については、新規参入者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が活用できないよう厳正に管理する。
- (注) 電力会社が上記のような自主的な対応を行ったとしても、なお、新規参入者と電力会社との間で給電指令の中立性等ネットワークの運用を巡って紛争が生じる可能性がある。その場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、行政が電気事業法上の託送命令によって紛争処理を行うことになる。ここで、行政が紛争を処理するに当たっては、紛争の原因となった事実・判断に関する正当性、すなわち、給電指令の内容及び電力会社の自社電源と新規参入者の電源との対等な取扱いの有無についての拳証責任について、電力会社がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、電力会社が負うこととすることが公正かつ有効な競争の観点からは適当である。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送業務を行う電力会社の送電部門は、託送サービスを受けようとする新規参入者から、需要家や需要規模等需要面及び発電所や発電規模等供給面についての情報の提供を受けることとなる。このため、送電部門は、新規参入者との託送交渉の過程において、当該新規参入者やその顧客情報に関する情報を知り得る立場にある。

このような状況において、電力会社が、新規参入者との託送に関する業務を通じて得た当該新規参入者やその顧客に関する情報を、電力会社の営業部門や他の事業部門が事業活動に利用することにより、新規参入者の競争上の地位を不利にすることは、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。

電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 電力会社が電気を調達する方法としては、主に以下の 3 つの選択肢がある。

エネルギーセキュリティ確保・環境保全という公益的課題の達成の観点及び電力会社間の電源立地条件等の差に基づく地域的な需給ギャップを解消するという広域的運営の観点から、原子力・水力等の電源については、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に優先して開発する。

火力電源の開発については、自社で建設するか他者から調達するかを問わず、すべて入札により行うこととなる。ただし、他者の既存電源からの調達については、原則、電気事業法上の卸供給として規制料金により調達する。

さらに、自らの電源を他の電力会社のより低コストな電源で代替することによって経済性を追求するため、電力会社間の融通（注）（電気事業法上非規制）においてスポット的に調達する。

（注）融通については、電力会社間において、相互に電力の卸売りを行うものであるが、地域的な需給ギャップの広域的解消等の公益的課題の達成を図る観点から行われているものと経済性の追求の観点から行われているもの（経済融通）がある。

(2) 原子力・水力等の電源についてはどの程度の開発を行うかについては、公益的課題を達成する観点も踏まえ、先取的に決定されることが妥当であり、その効率性の担保についても、電気事業法上の小売規制料金の認可及び卸供給料金の届出・変更命令によることが妥当である。

(3) 一方、原子力・水力等以外の電源からの調達については、全面入札制度及び既存電源からの卸供給において、また、スポット的な電力会社間の融通取引において、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 火力電源からの調達

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

新規の火力電源開発については、平成１２年度から電力会社自身も自ら実施する入札に応募する全面入札制度が開始されることとなった。自社電源と他の応募者（ＩＰＰ）の電源とを対等に扱うことを担保するため、公平かつ透明な入札プロセスの在り方についてのガイドライン（電気事業審議会基本政策部会基本政策小委員会中間報告 平成９年１２月（平成１１年７月改定））が定められているところであり、電力会社は、このガイドラインに従って厳正に入札を実施していくことが求められる。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸供給における不当な料金設定

既存火力電源からの電気の調達については、電気事業法上、卸供給として、行政に届け出た料金で調達することとされており、この料金が適正な原価に適正な利潤を加えたものとして適切に設定されていない場合には、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第２２条）。

卸売事業者（ＩＰＰなど）に対する小売市場への参入制限

電力会社が自己に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等）に対して、当該事業者が電力会社への卸売の余剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、当該事業者からの卸売契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は買取り料金を不当に低く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

卸売事業者（ＩＰＰなど）に対する優越的な地位の濫用

電力会社に卸売を行っている事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等）に対して電力会社が、取引の条件又は実施について、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

電力会社による発電設備の買取り

電力会社が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、既存の自家発電事業

者から発電設備を買い取ることは、基本的に電力会社の経営判断の問題である。

しかしながら、電力会社が、新規参入者と発電設備の売却交渉を行っている事業者に対して、不当に高い購入価格を提示したり、当該事業者に供給している電力の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は新規参入者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定し、若しくは設定することを示唆することは、当該事業者が新規参入者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。

- 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取価格を提示すること。
- 自己に売却することを条件に電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと。
- 新規参入者に売却した場合、自己の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。

（２）経済融通（スポット取引）による調達

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

経済融通によるスポット的な電気の取引については、取引条件・実績を明らかにするなど透明性・公平性を高めていくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。また、経済融通取引に新たな参加希望者があれば、これに積極的に応じていくことが、更なる透明性・公平性を高めていくことにつながり、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

このことは、電力会社以外の者による卸市場への参入を容易にするだけでなく、電力会社自身の電気の調達先の多様化、これに伴う効率的な電気の調達が可能となるという意義もある。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

経済融通に関して、共同して新たな参加希望者に対して参加を拒否すること、又は新規参入者にとって経済融通からの電力調達が事業活動上重要な地位を占める状況において、新規参入者の取引ルール策定作業への参加を正当な理由なく拒否することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（不当な取引制限、共同の取引拒絶、事業者団体における差別取扱い等）。

規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

小売の部分自由化により、小売分野においては、非規制部分（自由化部門）と規制部分が併存することとなる。また、規制料金（供給約款）については、今回の制度改革によって、料金値下げの場合の届出制を導入し、選択約款制度の拡充を行った。

したがって、より柔軟な規制料金の設定が制度的に可能となった中で、自由料金との比較も踏まえ、規制料金の設定においても、次に述べる点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要である。

2 適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

自由料金が規制料金と整合性のとれたものとして設定され、また、規制料金が新制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これによって、自由料金及び規制料金双方において、コストに見合った形でより多様な料金体系が実現し、今回の電気事業制度改革の趣旨であるすべての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。

イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

規制料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が規制対象需要家と電力会社の間で生じた場合には、行政は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、規制料金の設定が不適當であり、規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の供給約款認可申請命令又は選択約款変更命令が発動される（電気事業法第19条第8項又は第23条）。

自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方

1 考え方

自家発電設備については、大口需要家を中心とした広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の新增設等は電力会社の電力供給と競合関係にある。他方、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の電力会社からの電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運営の観点から自己の設備を電力会社のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供や自家発電補給契約等を締結しているなど、既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある。

公正かつ有効な競争の観点からは、自家発電設備の新增設等を促進阻害する行為を排除することは重要であり、次の点を踏まえ、電力会社の適切な対応が必要となる。

2 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

自家発電設備の新增設の阻止等

電力会社が自家発電設備の新增設等を不当に制限することは、電力会社の市場における地位を維持、強化するものであり、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引等）。

- 自家発電設備を新增設しないことを条件に、電力を供給したり、電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと又は有利に設定すること。
- 自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することにより自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせること。
- 従来、徴収していないにもかかわらず、新たに自家発電設備を新增設しようとする需要家に対して、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の新增設の断念を余儀なくさせること。

自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の電力会社から電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運用の観点から自己の設備を電力会社のネットワークと連系し、アンシラリーサービスや自家発電補給契約等の

サービスの提供を受けるなど、既存の電力会社に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況においては、自家発電設備を有する需要家は、電力会社から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。

- アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。
- 自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。